

海業にチャレンジする漁業関係者向けの 神奈川県海業開業マニュアル



令和 8 年 3 月 神奈川県
(委託先：株式会社流通研究所)

目 次

はじめに.....	1
本マニュアルの使い方.....	2
第1章 海業の概要.....	3
1. 海業とは？	3
2. 海業が注目されている背景と期待される効果.....	4
3. 海業にはどんな種類があるの？.....	5
4. 海業の推進に向けた法改正の動き.....	6
(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律.....	6
(2) 水産業協同組合法.....	9
第2章 神奈川県における海業.....	10
1. 水産業の特徴	10
2. これまでの海業の実施状況.....	11
3. 漁港の特徴	13
4. 漁港や海に求める消費者（県民）のニーズ.....	15
5. 海業の取組事例の紹介.....	16
(1) ブルーカーボン江の島共同体の取組.....	17
ア 取組組織の概要.....	18
イ 取組の内容.....	19
ウ 課題と対策、今後の展望等.....	22
(2) 小坪漁港「かながわ海業モデル」共同体の取組.....	23
ア 取組組織の概要.....	24
イ 取組の内容.....	25
ウ 課題と対策、今後の展望等.....	27
(3) みうら小網代オイスター共同体の取組.....	28
ア 取組組織の概要.....	29
イ 取組の経緯・取組内容.....	30
ウ 課題と対策、今後の展望等.....	32
(4) 平塚漁港における親子向け釣り体験の取組.....	33
(民間事業者主体の事例)	33
ア 取組組織の概要.....	34
イ 取組の内容.....	34
ウ 課題と対策、今後の展望等.....	36
(5) 城ヶ島における藻場再生活動の取組.....	37
ア 取組組織の概要.....	38
イ 取組の内容.....	38
ウ 課題と対策、今後の展望等.....	41

第3章 海業を始めるためのプロセス.....	42
1. 実施内容の検討	43
(1) 将来目指す姿（目的）を設定しましょう.....	43
(2) 地域資源の掘り起こし、現状・課題の把握を行いましょう.....	44
2. 計画・準備	47
(1) 具体的な計画を立てましょう.....	47
(2) 実施体制を構築しましょう（民間事業者との連携）	53
ア 民間事業者との連携に向けたポイント.....	54
イ 連携する民間事業者とのマッチング.....	56
(3) 必要な許認可を取りましょう.....	57
ア 漁港施設・漁港区域内の水域等の利用.....	57
イ 船舶の利用（漁船クルージング、漁船タクシー、漁業体験等）	60
ウ 漁業法の順守・漁業権との調整（漁業体験）	62
エ 食品関係の営業に関する許可.....	64
オ その他、旅行、宿泊（民泊）などに関する許認可.....	65
3. 海業を実施する際の留意事項.....	66
(1) 海業の実施にあたって想定されるリスク.....	66
(2) 安全管理対策（漁業体験等）	67
ア 事故発生時の対応.....	70
イ 保険加入について.....	71
(3) 衛生管理対策（食の提供）	72
(4) 漁業関係者との調整.....	73
(5) 「海業」におけるおもてなし.....	74
(6) その他海業取組別の留意事項.....	75
まとめ.....	76
海業に関するお役立ち情報.....	77
参考資料等.....	81

「海業(うみぎょう)」とは…

「水産業を核として、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」のことです。

近年、水産業を取り巻く環境は、海洋環境の変化等に伴う漁獲量の減少、漁業者の減少や高齢化などにより、「**漁業者の所得向上**」や「**担い手の確保**」が喫緊の課題となっています。また、漁村地域においては、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行しており、「**地域のにぎわい**」の低下が危惧されています。

「海業」は、こうした課題を解決するための方策の一つです。地域ならではの海や漁村の地域資源の価値や魅力を活かした体験を来訪者に提供することで、水産物の消費拡大及び水産業への理解促進を図るだけでなく、**漁業者の所得向上、雇用機会の確保、そして地域活性化につながる**ことが期待されています。

本県ではこれまでも、観光地に近い立地を活かし、直売施設やイベント等を通じた水産物の販売により、一定の地域のにぎわいを創出してきました。しかし、漁業者の関わり方は、市場を通じた水産物の供給に留まることが多い状況でした。

そこで令和6年度より「海業推進事業」を実施し、漁業者の所得向上及び漁業の多角経営化ひいては地域振興につなげるため、**漁業者が主体となって、地域の海や漁業が持っている魅力を活かして取り組む、本県らしい「海業」を推進**しています。

本マニュアルは、その事業の一環として、海業に関する基礎知識、海業の開始に必要なプロセス、先進事例等をまとめたものです。本マニュアルが、海業に取り組む漁業関係者をはじめ、携わる方々にとって、安心して一步を踏み出すための一助となれば幸いです。

本マニュアルの使い方

本マニュアルは、「第1章 海業の概要」、「第2章 神奈川県における海業」、「第3章 海業を始めるためのプロセス」の3つの章で構成しています。

本県の水産業の特徴も交えながら、海業に関する基礎知識や海業を始めるためのプロセス、留意事項等を説明しています。

海業とは何か知りたい方は、「第1章 海業の概要」から読み進めてください。

海業に取り組みたいけど、何から始めればよいかわからない、という方は、「第3章 海業を始めるためのプロセス」から確認することをお勧めします。

ご自身の目的や状況に応じて、本マニュアルを柔軟にご活用ください。

～ 本マニュアルを読むにあたって押さえておくべきポイント ～

「海業」とは・・・海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業
(水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画による)

海業の意義：漁村の人口減少や高齢化等、地域の活力が低下する中で、地域資源を最大限に活用した海業を根付かせることで地域の所得と雇用の機会の確保を目指すもの

海業の例：漁港での水産物の販売や料理の提供、遊漁、漁業体験等

※地域資源の例：新鮮な水産物、水産加工品、魚市場、漁業・養殖業、
漁村景観、釣り、潮干狩り、伝統行事、郷土料理

【出典：令和5年水産白書】

各章の構成

第1章 海業の概要

海業について知ろう！

海業の定義や具体的な種類について説明しています

第2章 神奈川県における海業

神奈川の特徴と取組事例を知ろう！

本県ならではの特徴や、県内での先進的な取組事例を紹介しています

第3章 海業を始めるためのプロセス

海業を始めるために必要なことは？

海業を始めるにあたって検討すべき手順や留意事項を説明しています

第1章 海業の概要

1. 海業とは？

「海業（うみぎょう）」とは、令和4年3月に閣議決定された「水産基本計画」及び「漁港漁場整備長期計画」において、「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」と定義されています。

水産業が営まれている漁村地域は、水産業の活動拠点として重要な役割を果たしているだけでなく、自然豊かな景観、海水浴や潮干狩り等のマリンレジャー、伝統行事、郷土料理など、多様な地域資源を有しています。また、漁業者が持つ漁業に関する知識や技術も地域資源の一つです。

海業は、これらの地域資源の価値や魅力を最大限に活用し、水産物の安定供給を担う「水産業」を核としながら、販売・食・景観・体験などの多様なサービスを提供し、新たな付加価値を創出する取組を指します。

こうした取組によって、地域に新たなにぎわいを生み出し、「漁業者をはじめとする地域の所得向上」と「雇用機会の確保」を図ることが期待されており、現在、全国各地で多様な海業が展開されています。



2. 海業が注目されている背景と期待される効果

「海業」という言葉は、昭和 60 年に本県三浦市において、「海の資質、海の資源を最大限に利用する」というコンセプトのもと、**漁業や漁港を核とした地域経済の活性化を目指す考え方として提唱**されました。

平成 6 年には、本県において「かながわ海業推進計画」を策定し、「都市の中で自立する漁業」と、「自然と共生する漁業」を目標とした新しい漁業の在り方として、「海業」が政策的な概念にも用いられるようになりました。

その後、本県のみならず**全国的に漁獲量の減少**が続き、漁村地域では全国平均を上回る速さで**人口減少や高齢化が進行**するなど、地域のにぎわい創出が共通の課題となりました。こうした背景から、「海業」の考え方が**重要な施策として改めて注目**されるようになりました。

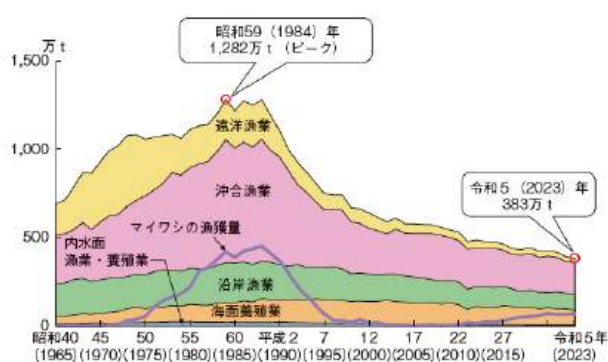


図 1-2 全国における漁業・養殖業の生産量の推移



図 1-3 漁港背後集落の人口と高齢化率の推移

出典：水産庁「令和6年度 水産白書」(R7.6)

【漁業・漁村を取り巻く環境の変化】

- **漁獲量の減少と漁業所得の低迷**
 - ・ 海洋環境の変化等によって漁獲量は減少傾向
 - ・ 漁業所得のみでは将来の見通しが立てにくい状況
- **深刻化する担い手不足と高齢化**
 - ・ 全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行
 - ・ 漁業活動や地域コミュニティの維持が困難
- **消費者ニーズの変容と「海」への関心**
 - ・ 消費者のニーズの多様化 (消費者のニーズが、買って楽しむ(モノ消費)ことから、その場でしかできない体験(コト消費)や時間を楽しむ(トキ消費)ことへ変化)
 - ・ 環境教育、体験型観光など、海を舞台にしたプログラムへの需要増

【海業に期待される効果】

- **経営多角化による漁業所得の向上と経営安定化**
 - ・ 漁業以外に新たな収入減を確保することで、水産資源の変動に左右されにくい安定した経営基盤を築くことができます。
- **担い手の確保**
 - ・ 漁業体験などのプログラムを通じて、漁業の楽しさややりがいを直接伝えることで、参加者の関心を高め、将来の担い手育成や定着に寄与します。
- **漁業や漁港などの魅力発信・地域のにぎわい創出**
 - ・ 地域ならではの体験を通じて、海の大切さや魚食への関心を高めます。交流人口が増えることで、商業・観光業などの連携が生まれ、地域全体の活性化につながります。

図 1-4 漁業・漁村を取り巻く環境の変化と海業に期待される効果

3. 海業にはどんな種類があるの？

海業には、水産物の直売などの従来からの取組に加え、ダイビング、漁船クルージング、漁業体験、さらには環境保全（藻場の保全、ブルーカーボン等）まで多岐にわたる取組があります。

ここでは、主な5つのタイプを紹介します。

表1-1 海業の種類

海業タイプ	具体的な取組の例	事例
物販・飲食	・ 朝市、直売所、キッチンカー、食堂、レストラン等での地元の魚介類や加工品（干物、練り物等）の販売・提供 ・ ブランド力を活用した PR	・ 三崎フィッシャリーナ・ウォーフ うちり ・ 漁港の駅 TOTOCO 小田原 ・ 江の島フィッシャーマンズマルシェ など
漁業体験・ 漁業者との交流	・ 地域住民や学生への漁業体験の提供 ・ 漁船によるクルージングを通じた、漁業や魚に関する知識を伝える交流体験	・ 小坪漁港「かながわ海業モデル」共同体（23 ページ参照） ・ 平塚漁港「親子釣り体験」（33 ページ参照）
環境保全	・ 藻場保全の体験、啓発活動 ・ ブルーカーボン（カーボンオフセット）の取組やクレジットの販売	・ ブルーカーボン江の島共同体（17 ページ参照） ・ 城ヶ島「藻場再生活動」（37 ページ参照）
蓄養・増養殖	・ 陸上・海上養殖による水産物の安定出荷 ・ 単価調整に向けた一時的な蓄養 ・ 蓄養・増養殖魚介類のブランド確立	・ みうら小網代オイスター共同体（28 ページ参照）
海上交通	・ 観光と連携した新たな交通網の開拓 ・ 人の流れを生み出すことによる消費喚起や他の海業と組み合わせたコンテンツ提供	・ 小田原漁港クルーズ

☒ 参考情報：小田原における海上交通の取組

小田原市では相模湾の周遊や、本港と新港を航路とした漁船クルーズを行っており、祭りなどの地域イベントとあわせて実施することもあります。

URL：

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/industry/fisher/event/p39940.html>



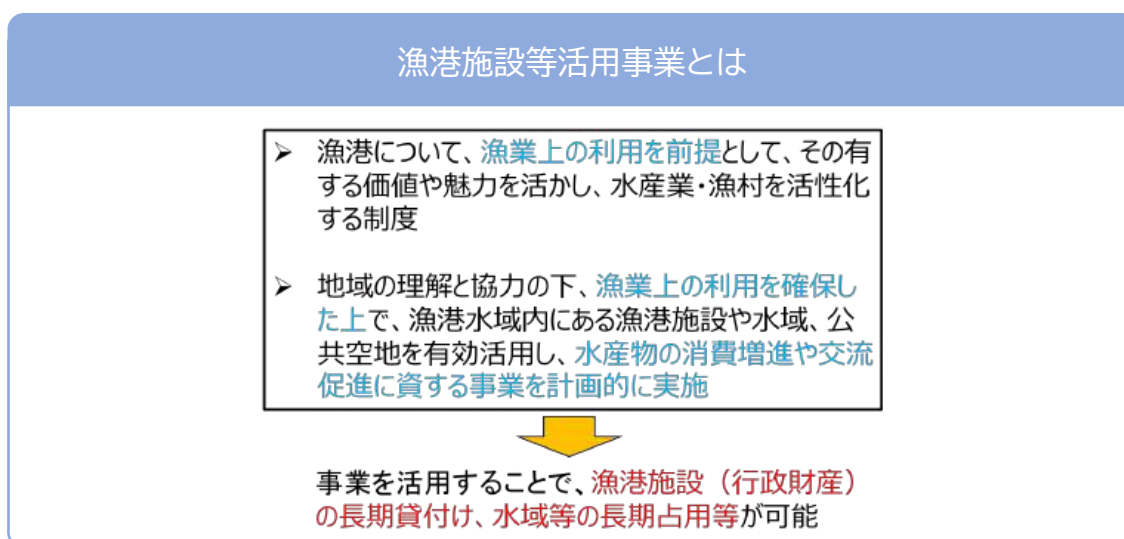
4. 海業の推進に向けた法改正の動き

漁港における「海業」の推進等、水産業の発展と地域活性化を図るため、「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」が令和6年4月から施行されました。

（１）漁港及び漁場の整備等に関する法律

「漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）」は、本改正により法律の名称が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められるとともに、主に以下の2点が大きな柱として盛り込まれました。

- **法の目的に「漁港の活用促進」を追加**
水産物の消費増進や交流促進等への活用を、法律上の目的として位置づけ
- **「漁港施設等活用事業制度」の創設**
民間活力の導入により、漁港の価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化させるための仕組みを創設



「漁港施設等活用事業」は、漁港の本来の役割（漁業利用）を確保しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用して、水産物の消費増進や交流促進等の取組を計画的に進める事業を指します。

改正によるメリットは、本制度による認定を受けることで、漁港施設（行政財産）の貸付けが可能となる他、これまでは一時的・例外的に原則10年以内であった**漁港施設等の占用許可期間が、「最大30年」等まで緩和**されたことです。

これにより、民間事業者等（漁業者個人、法人、漁業関係団体など）は、飲食・交流施設等の長期的（最大30年）な設置・運営が可能となり、**民間ならではの創意工夫を活かした漁港の有効活用と地域のにぎわい創出を促進**することができます。

漁港施設等活用事業のイメージ



【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- ① 漁港施設(行政財産)の貸付け (最大30年)
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用 (最大30年)
- ③ 漁港水面施設運営権(みなし物権)※の取得 (最大10年、更新可)

※漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

出典：水産庁「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の内容」

本制度の対象となる事業は、以下の3つの区分に整理されます。

漁港施設等活用事業の範囲

① 消費増進事業

当該漁港において取り扱う水産物の販売（直売所において行うものを除く。）又は当該水産物を材料とする料理の提供を行う事業その他当該水産物の消費の増進に関する事業

【想定される事業形態】

- ・ 水産物の販売、水産物を材料とする料理の提供
- ・ 水産物の販売促進のための製造や商品開発、プロモーション 等



水産食堂



水産物の販売施設



魚調理体験施設

② 交流促進事業

遊漁、漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業その他当該漁港の存する地域と他の地域との間の交流の促進に関する事業

【想定される事業形態】

- ・ 遊漁体験、漁業体験、海洋環境学習の機会の提供
- ・ プレジャーボートの受け入れ



遊漁体験



漁業体験活動



海洋環境観察
（シーカヤック）



プレジャーボートの係留

③ 附帯事業

消費増進事業や交流促進事業に附帯する事業

【想定される事業形態】

- ・ 来訪する漁港利用者の利便性を向上させるための施設（案内施設、休憩施設、宿泊施設、飲食等の提供施設、売店、交通施設）の運営。



簡易宿泊施設



駐車場

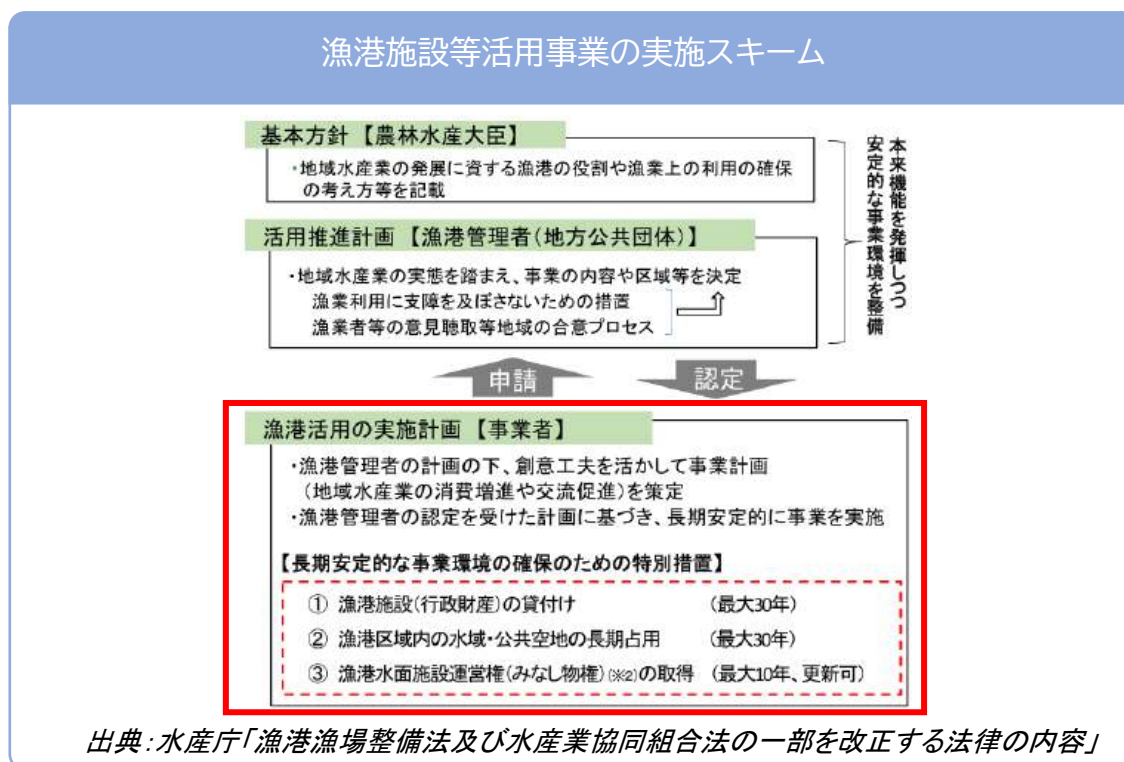


案内施設



休憩施設

漁港施設等活用事業を実施するためには、**漁港管理者(地方公共団体)**が「**活用推進計画**」を策定していることが前提となります。その上で、**事業者**が「**実施計画**」を策定し、漁港管理者に申請し、認定を受ける必要があります。認定を受けることで、行政財産である漁港施設の貸付けを最大 30 年受けることができるなど、**長期安定的に事業を実施することが可能**となります。



(2) 水産業協同組合法

「水産業協同組合法」も、「漁港漁場整備法」とともに一部改正され、令和6年4月から施行されました。

本改正により、**漁業協同組合等が「漁港施設等活用事業」を実施する場合、組合員の労働力に関わる「員外利用制限の対象外」と**なりました。

これまでは漁業協同組合等が行う事業に従事する労働力の半分以上が組合員でなければならないという制限がありましたが、この制限が撤廃されたため、民間事業者や地域住民など、**組合員以外の労働力を柔軟に活用して海業(飲食・体験事業など)を展開することが可能**になりました。

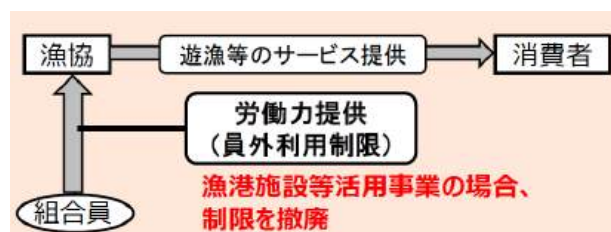


図 1-5 水産業協同組合法の一部改正のイメージ

出典:水産庁「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の内容」

第2章 神奈川県における海業

1. 水産業の特徴

神奈川県は、約 430 k m に及ぶ長い海岸線を有し、黒潮の影響を強く受ける日本三大深湾の一つ「相模湾」や豊穡な資源を持つ「東京湾」に面しており、豊富な魚種に恵まれています。県内には、三崎や小田原に代表される **26 の漁港と港湾** があり、沿岸の魚から深海魚、遠洋のマグロまで、多種多様な水産物が水揚げされています。

また、**全国第2位の人口**を抱え、首都圏という巨大消費地を背後に持つことから、県内水産物には「朝獲れ」や「高鮮度」といった高い付加価値がついており、魚価も全国平均と比較して高い傾向にあります。

加えて、全国的な知名度を誇る観光地を数多く有し、交流人口が多いことも特徴です。観光客へ地元で水揚げされた魚を提供する等、水産業が観光・レジャー・飲食業等といった地域経済を支える大きな柱となっています。



2. これまでの海業の実施状況

これまで県内では、マリンレジャーが盛んな立地を活かした**遊漁船業(釣り船)**や、観光地に近い立地を活かした**直売施設・イベント等による水産物の販売**が行われてきました。これらの取組は、地域のにぎわい創出に大きく貢献しています。

令和6年度、県内漁業関係団体を対象に実施したアンケート及びヒアリング調査の結果、**県内すべての26漁港において、計86件の取組実績**があることがわかりました。内容別にみると、「**物販・飲食施設(18件)**」が最も多く、次いで「**体験漁業(16件)**」、「**ダイビング(15件)**」の順に多くなっています。

また、今後の展開についての意向調査では、「**物販・飲食施設(約26%)**」が引き続き最も高く、次いで「**蓄養・増養殖(約18%)**」、「**漁業者交流(約15%)**」、「**ダイビング(約15%)**」の順に関心が高くなっています。

県内漁港における海業実施状況と今後の取組意向(令和6年度県水産課調査)

● 現在の取組実績

- 1位：物販・飲食施設 18件**
- 2位：体験漁業 16件**
- 3位：ダイビング 15件**

● 今後取り組みたいこと

- 1位：物販・飲食施設 25.6%**
- 2位：蓄養・増養殖 17.9%**
- 3位：漁業者交流 15.4%**
- ダイビング 15.4%**

(ダイビングにはブルーカーボンへの取組含む)

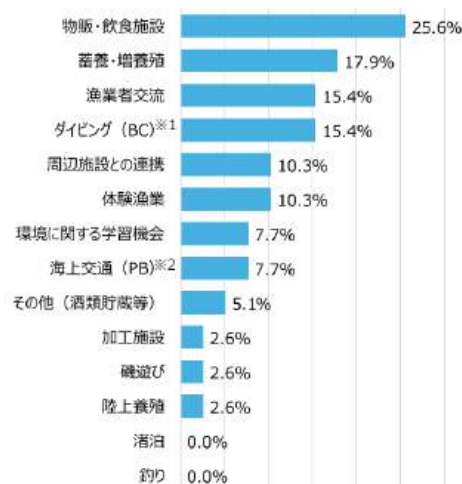


<県内の漁港における海業実施状況>



※1：ブルーカーボンの略 ※2：プレジャーボートの略

<県内の漁港における今後の海業への取組意向^{※3}>



※3：県内調査対象漁港に対する取組意向のある漁港の割合

県内の飲食・物販施設の例

●三崎フィッシャリーナ・ウォーフ「うらり」（三浦市）



●TOTOCO 小田原（小田原市）



●朝市（鎌倉市）



●小田原みなとまつり（小田原市）



●レストラン「はまゆう」（三浦市）



3. 漁港の特徴

本県は**首都圏に位置**しながら、三浦半島、湘南、小田原、箱根といった**全国有数の観光地が点在**しています。こうした恵まれた立地条件により、県内の 26 漁港等は**多くの交流人口が見込め、海業に取り組みやすい環境**にあります。

特に、**駅から徒歩圏内の漁港が存在**するというアクセスの良さは、本県の大きな特徴です。また、都心に近い立地にありながら、昔ながらの**漁村としての風情や漁業という生業（なりわい）**が色濃く残っている漁港もあり、利便性の高さと伝統的な景観が共存する、海業を推進する上でのポテンシャルを備えた立地環境と言えます。

首都圏にありながら漁村としての風情や生業が残っている漁港が存在



横須賀港（走水地区）



小坪漁港

駅から徒歩圏内で
アプローチできる漁港が複数存在



小田原漁港

首都圏に位置し、
多くの交流人口が期待できる

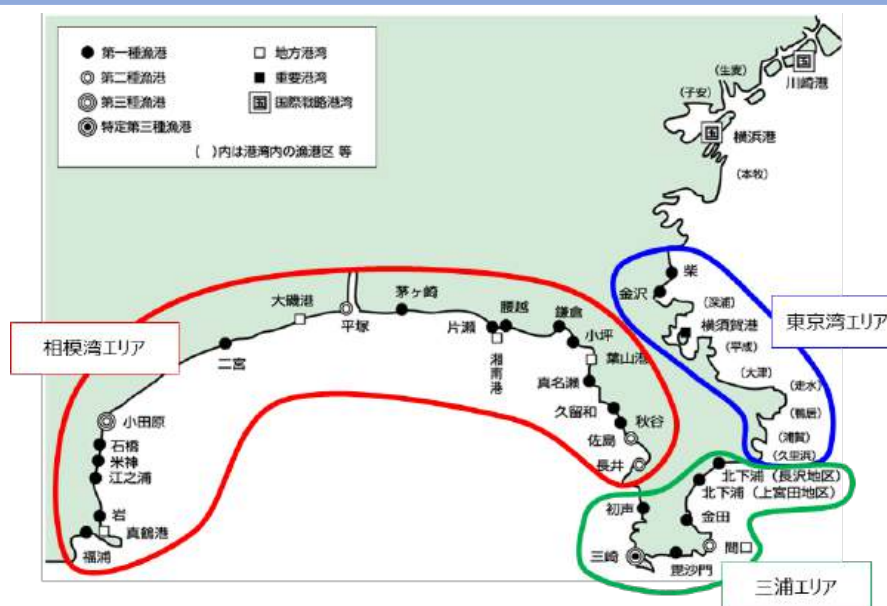


三崎漁港

県内漁港を「東京湾エリア」、「三浦エリア」、「相模湾エリア」の3つに分類し、それぞれの地域特性をまとめました。

海業を検討する際は、自ら活動するエリアの特徴を十分に把握した上で、その土地ならではの魅力や資源の価値を最大限に活かした事業を構築することが重要です。

県内漁港における特徴



項目	コントロール可能な良い要素 (強み)	コントロール不可な良い要素 (機会)
東京湾エリア	- コノシロ、タチウオ、アナゴなどの江戸前の魚が水揚げされる - 海苔の生産が盛ん - 組合員が漁獲する水産物の大半がその地区の漁港で水揚げされている	- 年間 50 万人以上来訪者がいる観光施設が多数あり、海岸沿いでのイベントも多数実施されている - 住宅地が近く、地元消費者の集客が行いやすい
三浦エリア	- マグロのほか、三崎黒潮キンメ、松輪サバ等のブランド魚が存在 飲食・物販や朝市などに取り組んでいる 遊漁船兼業の漁船割合が高い - 組合員が漁獲する水産物の大半がその地区の漁港で水揚げされている	- 三崎漁港には水産加工業者が集積していて、卸売市場もあり流通の拠点がある - 城ヶ島をはじめ、海岸での磯遊びや自然景観を楽しめる風光明媚な場所が多数ある
相模湾エリア	- 湘南シラスや定置網で獲れる多種多様な魚が水揚げされる - 漁港内や近隣に駐車場がある、あるいは駐車スペースを確保できている漁港が多い - 海業に取り組んでいる実績が多い 遊漁船兼業の漁船割合が高い	- 年間 100 万人以上訪れている観光客に人気の海水浴場や海沿いの観光施設が連続している - 民間のマリーナが点在しておりマリンレジャーが盛んで、アッパー層向けのホテルや飲食店も点在 - 行政が整備した交流拠点施設が複数存在する（大磯、小田原）

4. 漁港や海に求める消費者(県民)のニーズ

海業に取り組むにあたっては、**来訪者がどのような体験やサービスを求めているのか、消費者の最新のニーズを把握することが不可欠**です。

近年、消費者のニーズは多様化しており、単に物品を購入する「モノ消費」から、**体験やサービスを重視する「コト消費」、さらにその場限りの感動や体験を他者と共有する「トキ消費」へと移行**していると言われています。漁港には、鮮度の高い水産物をはじめ、漁業体験、独自の風景や歴史など、「モノ」の提供に留まらない、「コト」や「トキ」を生み出すための大きなポテンシャルがあります。

令和6年度に県が実施した調査結果（県民ニーズ調査（1,213人回答））では、**旅行の目的地選定や海を訪れる目的**として、「リラックス」や「のんびりする」といったニーズが最も高く、次いで、**飲食や景観鑑賞**へのニーズが高いことがわかりました。また、海にあると嬉しいコンテンツでは、モノ消費である「物販・飲食施設(約58%)」が過半数を占める一方、コト消費である「潮干狩り・磯遊び(約31%)」も根強い人気を示しており、こうした多岐にわたる期待に応えていく魅力づくりが求められています。

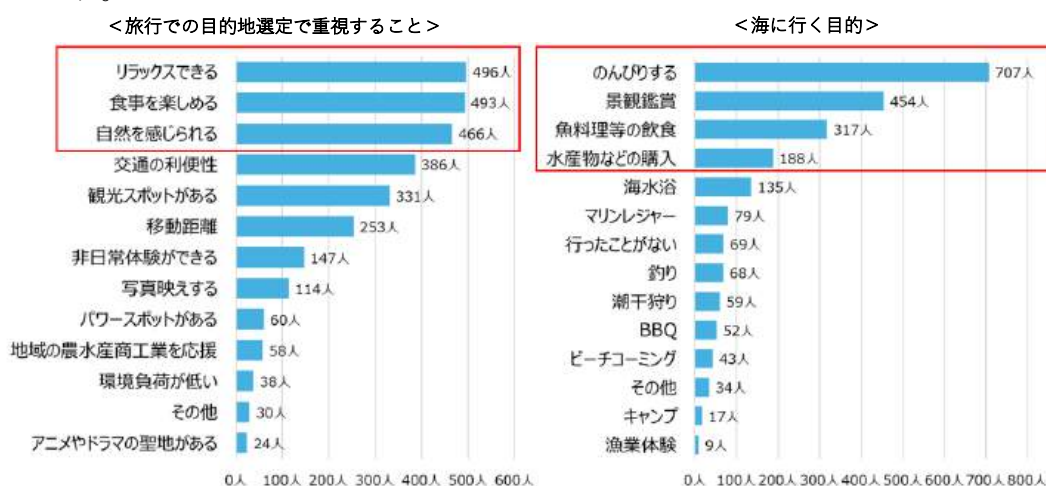


図 2-1 旅行の目的・海に行く目的（令和6年度県水産課調査）

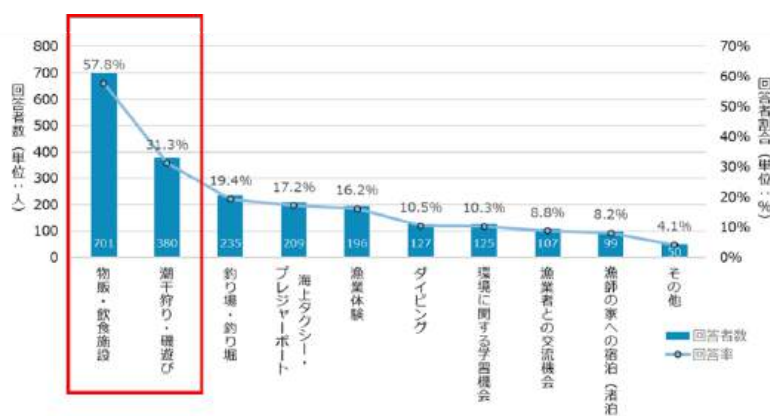


図 2-2 県内の海にあると嬉しいコンテンツ（令和6年度県水産課調査）

5. 海業の取組事例の紹介

本県では令和6年度に「**かながわ海業モデル創出事業**」を実施し、漁業協同組合、地元団体、企業、市町等で構成される3地域の共同体に委託し、漁業者等が実施しやすく、かつ、他地域へ横展開しやすいことをコンセプトに地域の魅力を活かした「**かながわらしいビジネスモデル**」の創出に取り組みました。ここでは、その3地域の共同体の取組に加え、三浦市城ヶ島や平塚市において漁業者が関与する「海業」の取組について、ご紹介します。

取組事例の位置と取組の概要



番号	実施者	地域	取組概要
(1)	ブルーカーボン江の島共同体 ※「 かながわ海業モデル事業 」	片瀬漁港 (藤沢市)	海藻養殖および普及啓発イベントの開催と、ソフトコーラルが群生する海洋環境を活かした漁船運航を伴うダイビング事業
(2)	小坪漁港「かながわ海業モデル」共同体 ※「 かながわ海業モデル事業 」	小坪漁港 (逗子市)	学生が漁業者とのワークショップで考案した漁業体験プログラムの提供と、体験による効果測定の実施
(3)	みうら小網代オイスター共同体 ※「 かながわ海業モデル事業 」	三崎漁港 小網代地区 (三浦市)	海洋環境を活かしたカキ養殖事業と、地域の教育機関への漁業体験（実習）の提供
(4)	・平塚市漁業協同組合 ・株式会社 JTB 神奈川西支店	平塚漁港 (平塚市)	遊漁船が多いという地区特性を活かした親子向け釣り体験
(5)	・三和漁業協同組合城ヶ島支所 ・For A Better Ocean miura	三崎漁港 城ヶ島地区 (三浦市)	任意団体と連携し、海洋環境保全に向けてボランティアや協力団体を巻き込んで実施する藻場再生・環境教育活動

(1) ブルーカーボン江の島共同体の取組



- 令和6年度から、県の「海業モデル創出事業」の一環として、江の島片瀬漁業協同組合、藤沢市、NPO 法人 江の島・フィッシャーマンズ・プロジェクトで構成される「ブルーカーボン江の島共同体」にて取組を開始。
- 「海藻養殖」「フェスタ（イベント）」による海洋環境の保全、環境保全意識の啓蒙と、「ダイビングステーション」運営による漁業者所得の向上と活動の持続化を目指す。

取組のきっかけ	● 環境問題や漁業に対する理解を深めてもらうために、これまで実施してきた実績を活かして取組を開始
活用している地域資源	● 新江ノ島水族館との連携 ● 地域の教育機関との連携 ● 電車でのアクセスの良さ、近隣に駐車場が多い
取組内容（コンテンツ）	● 海洋保全、漁業理解に関わる体験型のブース展示 ● 漁船クルージング体験

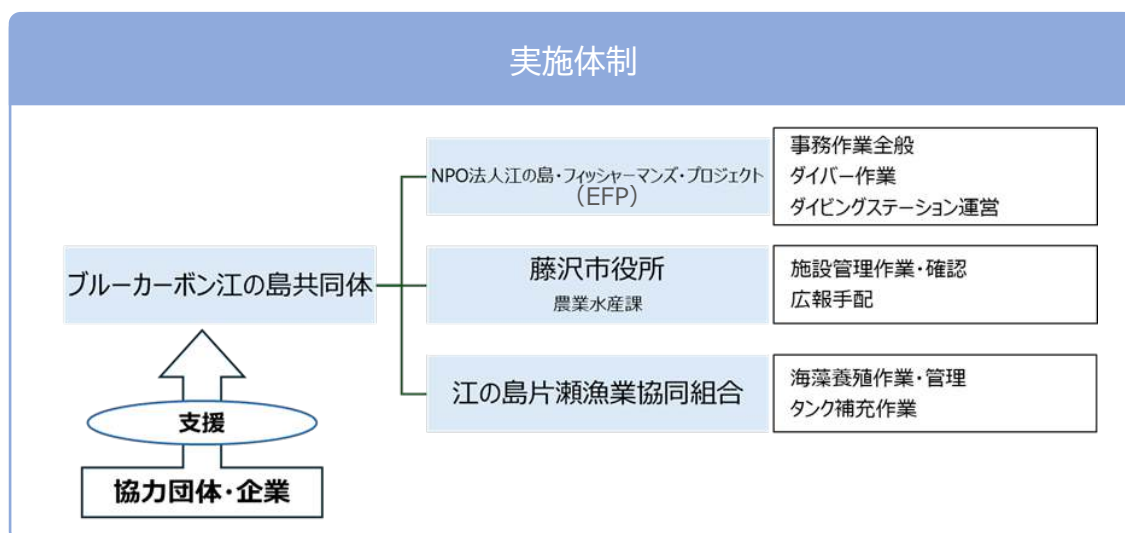


図 2-3 江の島の景観

ア 取組組織の概要

ブルーカーボン江の島共同体は、NPO 法人江の島・フィッシャーメンズ・プロジェクト（以下「EFP」）、藤沢市、および江の島片瀬漁業協同組合により構成され、令和6年度の「かながわ海業モデル創出事業」に選定されました。

構成員の EFP は、平成 25 年に「水産多面的機能発揮対策事業」を活用した取組を行うことをきっかけに設立され、江の島を拠点に、海や漁業の重要性を学ぶ体験学習のほか、藻場保全や海底清掃といった海洋環境保全活動を行ってきました。また、団体の代表理事を江の島片瀬漁業協同組合の組合長が兼務しており、漁協と民間が密接に連携した、実効性の高い運営体制が大きな特徴となっています。



イ 取組の内容

具体的な海業の取組として、「海藻養殖事業」、「ダイビングステーション事業」及び「フェスタ事業」の3つの取組を展開しています。

< 海藻養殖事業 >

- 海藻の一時保管場所として活用
- 養殖ワカメの生産も継続して行い、種系の自主制作を図る

水産資源の保全や漁獲高の維持・向上を目指し、人工培養したカジメやワカメの投入による藻場造成に取り組んでいます。また、活動の啓発を目的としたワカメの種付け・刈り取りイベントの開催や収穫したワカメの販売によって得られた収益を藻場保全に必要な資材費やダイバー費用へ充当することで、環境保全活動を自走させる仕組みを目指しています。

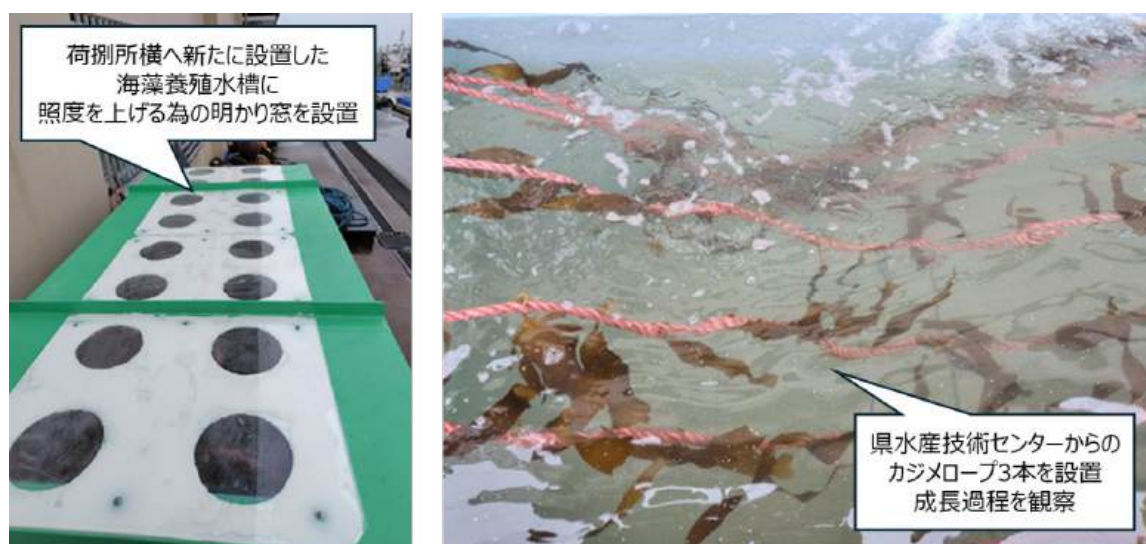


図 2-4 海藻養殖の様子

< ダイビングステーション事業（漁船運航を伴うエコダイビングツアーの販売） >

- ダイビング拠点となるタンク充填コンプレッサーを備えた施設を整備
- ダイビングショップ向けに、タンクやボートを販売

2026年1月から、江の島という立地環境と、ソフトコーラルが群生する豊かな海中資源を活用したダイビング事業を開始し、海中への海藻植え付けを組み込んだエコダイビングなどを行っています。



図 2-5 ダイビング事業の様子

<フェスタ事業（海洋保全啓蒙と漁業理解向上を目指すイベント開催）>

- 『楽しく学ぶ』をテーマにした 10 種類の体験を通して、環境問題・江の島の漁業について学ぶイベントを開催

体験を通じて環境問題や漁業に対する理解を深めることを目的に、一般消費者を対象としたイベント開催を行うもので、乗船を伴うミニクルーズやタッチプールなど、EFP が設立当初から改善・拡充を繰り返して造成したコンテンツを参加者に提供しています。これらの取組で発生する収益は、活動の持続のために使われるほか、漁船の運航費などは漁業者の所得にもつながっています。



図 2-6 フェスタ事業におけるイベントの様子

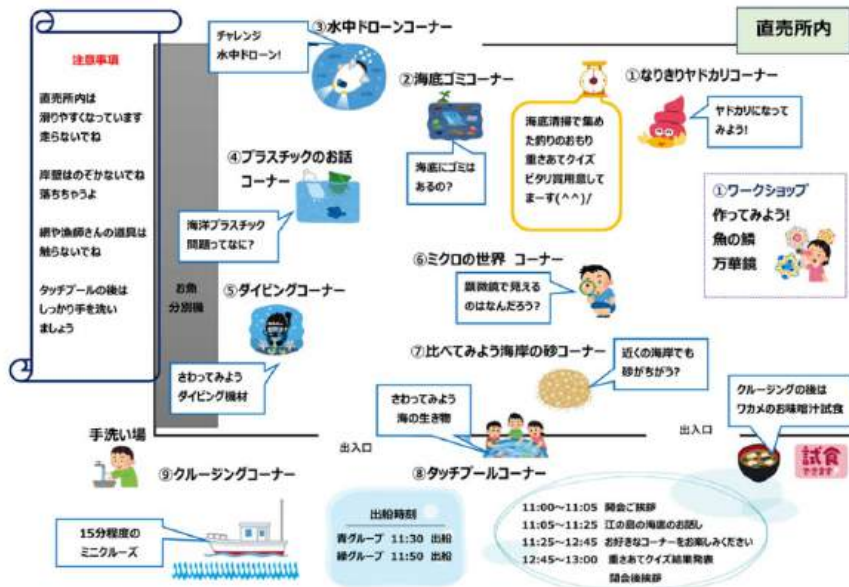


図 2-7 フェスタ事業におけるイベントの内容

☑ 参考情報：情報発信について

本共同体（特に EFP）に特徴的な点として、協力企業が存在する点が挙げられます。近年、カーボンプレジットやカーボンニュートラルという言葉が注目を浴び、環境保全に対する注目度が高まる中、民間事業者からの CSR（Corporate Social Responsibility＝企業の社会的責任）の取組や共同研究を目的とした引き合いが多く、さらに県の事業に取り組んだことで、問い合わせ件数が増えてきています。



ウ 課題と対策、今後の展望等

3つの事業における課題と対策、今後の展望については以下のとおり考えられ、これまでに蓄積してきた各事業の実績・ノウハウを活用し、それぞれの事業の改善を進めていく計画です。

今後の展望と参考になるポイント

<課題>

- ・ダイビングステーションに不可欠であるシャワー施設が、漁港区域であることから整備できない
- ・単体で黒字化が叶うものではなく、事務局の人件費を踏まえると赤字になる事業もある



<対策>

- ・ダンベ（大型水槽）をダイビング後に海水を流すための桶として利用することで、漁港ならではのコンテンツ化
- ・イベントの開催回数や参加費等を検討し、事業全体での黒字化（収益化）を目指す

<今後の展望>

- ・首都圏、駅近という立地を活かし、集客を図っていく（特にダイビングポイントとしての他地区との差別化）
- ・賛助会員となる協力企業を募り、民間事業者と連携を図りながら自走化を目指していく
- ・各事業の実績・ノウハウの活用・改善を図りながら、イベント実施開催回数や参加費の精査を進めていく
- ・今より多くの漁業者に活動の輪を広げながら、海洋環境の保全とあわせ漁業者所得への還元を目指していく

<本事例における参考となるポイント>

保全活動 のコンテ ンツ化

平成25年から体験学習や、海洋環境保全活動を実施しており、**様々な取り組みを積み重ねて**フェスタのブース開発等につなげ、収益を**藻場再生活動の資金**に充てて還流している

立地条件 の活用

地域資源であるソフトコーラルの群生を活かしたダイビング事業を行っており、**駅が至近で首都圏から近い立地**を活かして誘客が可能な環境を活用している

PR

ホームページ等でPRすることで民間事業者から**アプローチ**を図ってきており、連携先やNPOの賛助会員の掘り起こしにつながっている

(2) 小坪漁港「かながわ海業モデル」共同体の取組



- 令和6年度から、県の「海業モデル創出事業」の一環として、地元漁協所属の漁業者、逗子市、株式会社 JTБ で構成される「小坪漁港「かながわ海業モデル」共同体」にて取組を開始。
- ワークショップを通じて学生自らが考えた漁業体験の内容を、民間事業者と連携した効果測定が可能な「**漁業体験プログラム**」として提供し、漁業所得の向上と地域内で持続可能なビジネスモデルの構築を目指す。

取組のきっかけ	● 逗子市にて、漁業と観光業の共存と活性化を目指す中で海業への取り組みを開始
活用している地域資源	● 小坪ならではの特徴的な漁業（見突き漁等） ● 連携可能な教育機関
取組内容（コンテンツ）	● 学生が自ら考えた漁業体験 ● 教育活動効果測定システムによる効果分析

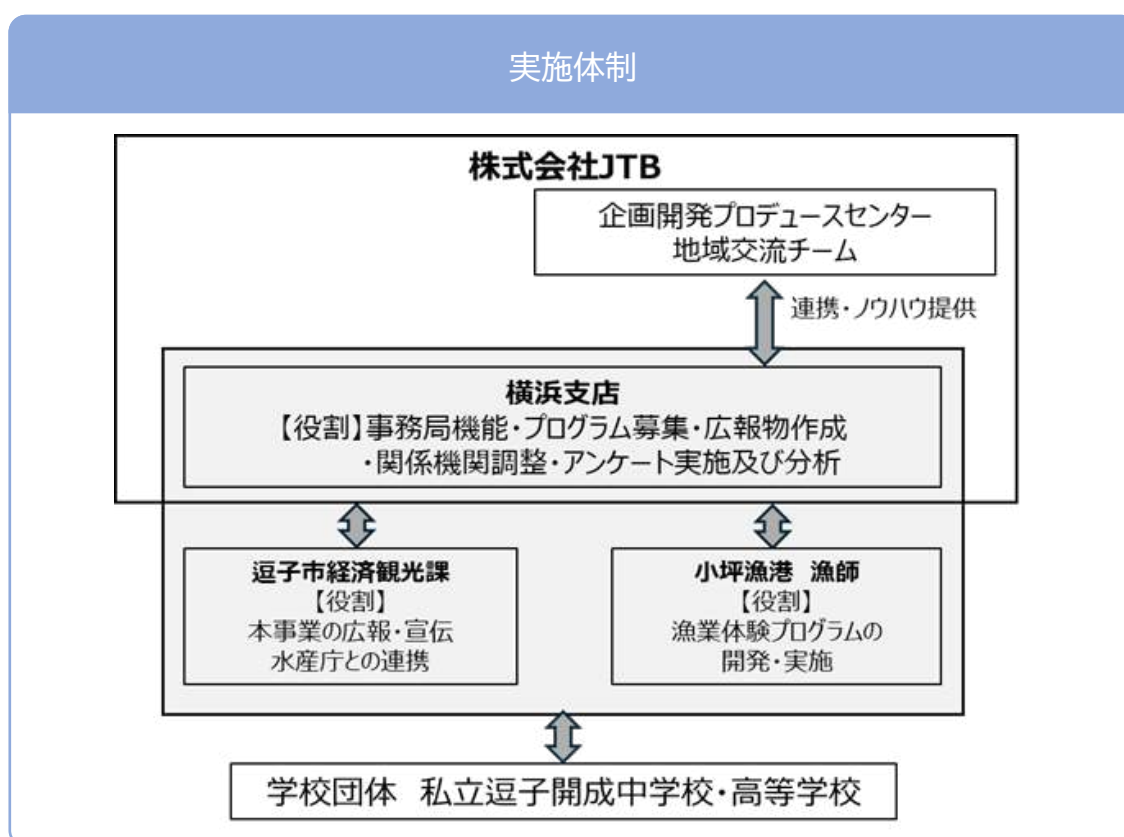


図 2-8 小坪漁港の景観

ア 取組組織の概要

小坪漁港「かながわ海業モデル」共同体は、逗子市、株式会社 JTБ(以下「JTБ」)、および地元漁協所属の漁業者から構成され、令和6年度に「かながわ海業モデル創出事業」に選定されました。

逗子市では令和3年度から、漁業と観光等を組み合わせた海業によるにぎわいづくりを目指し、公募市民のメンバーと地元住民・漁業・商工・観光団体等とともに、その内容を検討する「小坪漁港の海業振興に関する検討会」を実施してきました。その経緯から、令和5年3月には水産庁の「海業振興モデル地区」に選定され、「漁師が主役」の海業振興に向け、「漁師タクシー」や「船上直売会」を実施してきました。また、構成員である JTБ は、近年、従来の旅行商品の販売の枠を超え、農水産業や地域資源を活用したツアー造成や地域活性化事業に取り組んでおり、本共同体においてもそのノウハウを活かした事業構築を担っています。



取組の経緯

漁業者・民間事業者・行政主体の「海面利用事業者意見交換会」を継続的に開催

漁業体験イベント、船上直売会、漁船タクシーなど漁業以外の事業に取り組む漁業者が存在

水産庁「海業の推進に取り組む地区」に認定されている

漁業者の日常が
観光客等には「特別」

無理なく、手の届くプログラム

「海業」×「教育」の
親和性

「探究学習」の観点でブラッシュアップ

漁業者の所得向上と、委託事業終了後も**持続可能なモデル構築**を目指す

イ 取組の内容

具体的な海業の取組として、教育現場で注目を集めている「探究学習」の需要に着目した「漁業体験プログラム事業」を展開しています。

< 漁業体験プログラム事業 >

- 地域の中高一貫校と連携し、漁業体験開発に向けたワークショップを実施
- 釣り体験や、見突き漁などのフィールドワークに加え、魚捌き体験などを通じて漁業理解と交流を促進

近年、教育分野においては探究学習が注目を集めています。探究学習とは、日常生活や社会の課題に対し、自らその本質を探り解決策を見出そうとする学習形態です。本共同体では、地域の中高生を対象に、漁業体験プログラムの開発というテーマを通じた学びの場を提供しています。

プログラムの開発にあたって初年度は、学生と漁業者が直接対話するワークショップを開催しました。この交流を通じて、学生が体験してみたい漁業体験の内容を具体化し、その結果、釣り体験、伝統漁法である「見突き漁（みつかりょう）」の見学に加え、漁業者による現地教育、魚捌き・試食体験といった多様なプログラムが構築されました。また、体験後には構成員である JTB が開発した教育活動効果測定システム「J's GROW」を用いて、体験によって得られた学習効果を定量化することで、探究学習としての付加価値化を図っています。



図 2-9 漁業体験プログラム実施の様子

本プログラムの実施に携わった市内の遊漁船業を営む漁業者は、「漁業を通じた人との交流に価値を感じている。水産資源の減少や閑散期に何かできることはないかと検討する中、市が漁業者の事業を積極的に支援してくれることが、逗子市の海業発展に寄与している。」と話し、今後も海を通じて多くの人と関わっていききたい、とやりがいを感じています。また、当該漁業者は公認釣りインストラクター（※）として、遊漁に限らず水産資源の保護や環境保全などの知識を広く有しており、自身の有する知識を次世代に伝えることで海を守っていききたいという思いを持って活動を続けています。

初年度は県の実証事業として実施されましたが、プログラムの運営に伴う日当や傭船費が漁業者の収益となったほか、地域の子どもたちが漁業について直接学ぶことで、将来海や漁業を守る担い手へと成長していく副次的な効果も期待されています。また、参加した漁業者からは、学生との体験から金銭以外の価値（＝精神的価値）を感じられたとの声もあがっており、今後、海業の普及・定着に向けた重要な視点となるものと考えられます。

※釣りインストラクター：釣り場をとりまく水産資源の保護、自然環境保全の知識を普及させ、釣り技術と合わせ、釣り場での安全確保、釣り場でのルール、マナーなどの指導を行うことを目的とした活動のための公認資格

ウ 課題と対策、今後の展望等

漁業者が本取組に前向きであるほか、学校側からも「よい取組であった」との評価を得られました。初年度の結果を踏まえた課題と対策、および今後の展望については以下のとおりです。

また、今回の取組を通じて、一般消費者との交流が漁業者のモチベーション向上に繋がるという副次的効果も確認されました。海業に取り組むことによって、所得面だけでなくこうした精神的価値も生まれ、やりがいにつながるものと考えられます。

今後の展望と参考になるポイント

<課題>

- ・収益性の向上
- ・漁港自体のスペースの制限
- ・本業との両立

<対策>

- ・事業規模（受入人数・回数等）の拡大、調整
- ・参加する意義の意識づけ

<今後の展望>

- ・民間事業者（旅行代理店）にとって収益性を求めることは難しいが、地域活性化への貢献が会社の価値向上へつながるという視点をもって取り組んでいく
- ・将来的には、漁業者及び地元のコミュニティビジネスとして地域で完結できる体制の構築を目指す

<本事例における参考となるポイント>

ニーズ との マッチ

教育分野においては**探究学習が注目**されており、そのニーズをとらえ、学生自らが**漁業体験について考える場を提供**している
（体験によって得られた学習効果を見える化して、他にはない教育的な価値を提供）

効果①

学生との交流により、漁業や水産物に興味・関心をもち、**将来的に水産業の担い手**となっていくような効果が期待される

効果②

傭船費や人件費といった収入（経済的価値）のほか、漁業体験を通じて漁業者側にも**一般消費者との交流による漁業へのモチベーション向上**（精神的価値）という副次的効果も産んでいる

(3) みうら小網代オイスター共同体の取組



- 令和6年度から、県の「海業モデル創出事業」の一環として、みうら漁業協同組合、三浦市、油壺観光企業組合で構成される「みうら小網代オイスター共同体」にて取組を開始。
- 閑散期を利用した「**カキ養殖**」による漁業者の所得向上、地域の名産品の創出と、「**養殖漁業体験**」による担い手の参入を目指す。

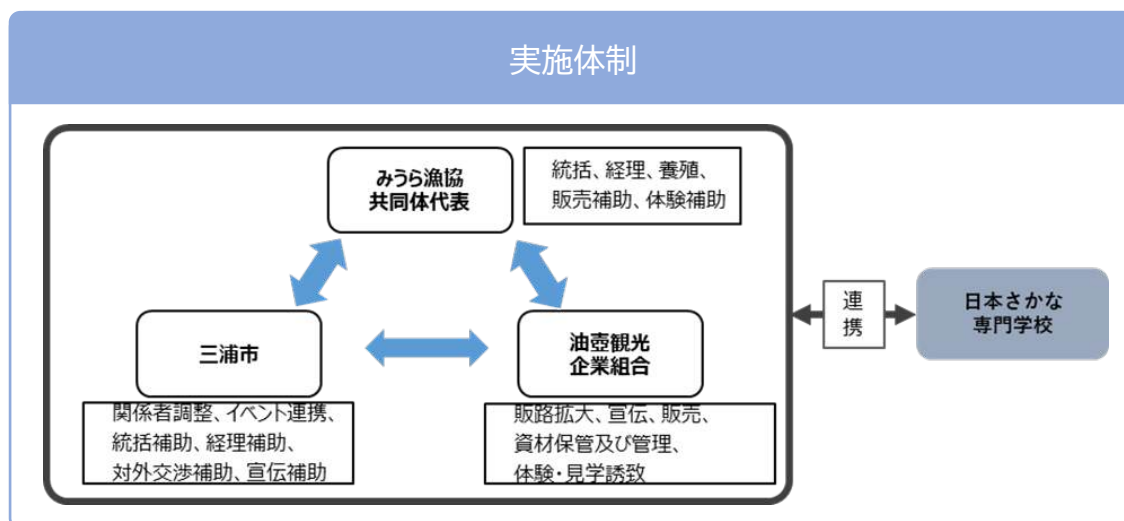
取組のきっかけ	● 海洋環境の変化により、閑散期に行っていたワカメ養殖が不作であったことがきっかけで、以前より実施されていたアコヤ貝養殖でも好成果が得られていたことから、同じ貝類であるカキ養殖を実施
活用している地域資源	● 小網代の森からつながる栄養豊富で静穏な海洋環境 ● 漁業者が持つアコヤ貝養殖のノウハウ ● 水産系の専門学校との連携
取組内容 (コンテンツ)	● カキの養殖の実施 ● 水産系の学生への漁業体験（漁業者にとっては労働力の確保、学生にとっては貴重な経験の場となる）



図 2-10 小網代湾の景観

ア 取組組織の概要

みうら小網代オイスター共同体は、みうら漁業協同組合、三浦市、および油壺観光企業組合により構成され、令和6年度に「かながわ海業モデル創出事業」に選定され、取組を開始しました。本共同体では、みうら漁業協同組合が推進主体を担っていますが、共同体の構成員である自治体や漁業者が組織する油壺観光企業組合を巻き込んだ協力体制を敷くことで、それぞれの専門性を活かした役割分担に基づき、事業の円滑な推進を図っています。



イ 取組の経緯・取組内容

具体的な海業の取組として、「カキ養殖事業」及び「漁業体験事業」の2つの取組を展開しています。

< カキ養殖事業 >

- 大量養殖に向けたカルチ式ではなく、種苗を1個ずつバラバラの状態で養殖するシングルシード式を採用し、養殖筏から吊るしたバスケット内でカキを養殖
- 一般的な2倍体ではなく、品種改良された3倍体のカキを採用した。3倍体のカキは産卵しないため、夏場でも身が痩せず、うま味成分が豊富であり、1年中おいしく食べることができる

元来、当該地区では漁業の閑散期にワカメ養殖を行っていましたが、海洋環境の変化により生産量が減少していました。一方で、一部の漁業者が行っていたアコヤガイ養殖は好調であり、県の水産技術センターからも湾内の静穏性、小網代の森から栄養塩が供給される湾の環境は、カキ養殖に適している可能性があるとの示唆を受けたことから、カキの試験養殖を実施し、カキの名産品化及びそれに伴う漁業者の所得向上を目指して、取組を本格化させることにしました。

初年度は11月に他県から購入した種苗を投入し、賛同する漁業者10名以上で分担しながら養殖カゴの手入れを行い、養殖カゴの手入れに関するノウハウや資材購入元からの情報をデータとして蓄積しながら育てた結果、次年度に出荷されたカキは「美味しい」と好評でした。



図 2-11 カキ養殖の様子

また、「地場ならではの味」として、周辺の民間事業者とも連携しながら認知度を高めていくため、リーフレット等の販促資材を作成し、PR を強化しています。



図 2-12 ブランディングに向けて作成したリーフレット

< 漁業体験事業 >

- 日本さかな専門学校に実習機会を提供するとともに、漁業者にとってはカキ養殖の管理作業における貴重な担い手となっている
- 体験を通じて、将来的に学生が何らかの形で漁業に携わることが期待される

漁業体験事業は、前述したカキ養殖を市内にある水産を学ぶ専門学校へ漁業体験として提供する取組です。学生に漁業の面白さを直接伝えることで、体験した学生が将来漁業の担い手になるなど、漁業振興に寄与する効果がもたらされることを期待して企画されました。

漁業者にとっては養殖作業の労働力の確保、専門学校にとっては学生の実習の場として、双方にメリットがあります。毎年入学・進学する学生を対象に継続できるという、教育機関ならではの持続的な連携が可能な点も本取組のポイントです。



図 2-13 学生による養殖手入れ作業の様子

ウ 課題と対策、今後の展望等

初年度については、植物プランクトンの減少による生育不良（身入り、大きさ）があり、当初の予定より遅れましたが、一部出荷することができました。初年度の結果を踏まえ、課題と対策、今後の展望については以下のとおり考えられます。

今後の展望と参考になるポイント

<課題>

- ・ 漁業者のノウハウが十分ではない
- ・ 生育不良や大量へい死のリスク

<対策>

- ・ 県の水産技術センターや養殖資材の購買元と情報交換
- ・ 要因分析のためのデータの蓄積

<今後の展望>

- ・ 小規模であっても持続させていくことで、養殖事業を軌道に乗せていく
- ・ 将来的な市場出荷・ブランディングを目指していき、ブランディングにあたっては生産者が一丸となって出荷基準などのルールを整理
- ・ 仲買人に対して試食やアンケート調査を実施し、事業性が担保できる相場形成を検討
- ・ 行政（県、市）との連携は重要と捉えており、将来的には神奈川県ブランドへの登録も視野に、県内産種苗の確保についても可能性を検討

<本事例における参考となるポイント>

地域資源の活用

小網代の森から供給される栄養塩が豊富で、静穏度の高い海域があり、**地域独自の強みとなる環境を活かせる事業**として、養殖に取り組み始めた

民間との連携

生産量が限られているため、「地場ならではの味」として、**マーケットを絞って**周辺の民間事業者とも連携しながらブランディングを計画している

地域連携

10名以上の賛同する漁業者で分担しながら養殖を実施し、**データを収集・蓄積して長期的な取り組み**として地域一丸で取り組んでいる

（４）平塚漁港における親子向け釣り体験の取組

（民間事業者主体の事例）



- 平塚市に支店を置く旅行事業者・株式会社 JTБ が地域の農水産業に焦点をあてたコンテンツ開発を進める中で、地域資源を活用した自主事業として平塚市漁業協同組合との連携のもと取組を開始。
- 遊漁船が多いという地域の特性を捉え、「釣り」というレジャーに新たな人を呼び込むため、「親子向け釣り体験」としてコンテンツ化を図ることによって、地域産業としての漁業や魚の価値認知、消費拡大を目指す。

取組のきっかけ	● 遊漁を生業とする漁業者が多い地区特性をとらえ、「釣り」というレジャーに新たな人を呼び込むことを目的として企画
活用している地域資源	● 遊漁船が多いという漁業特性 ● 漁港の立地環境（首都圏からのアクセス良好）
取組内容（コンテンツ）	● 親子向けの釣り体験プログラム ● オプションとして魚捌き教室を実施



地域教育機関と連携して漁港への通路に壁画を描き、漁港を PR

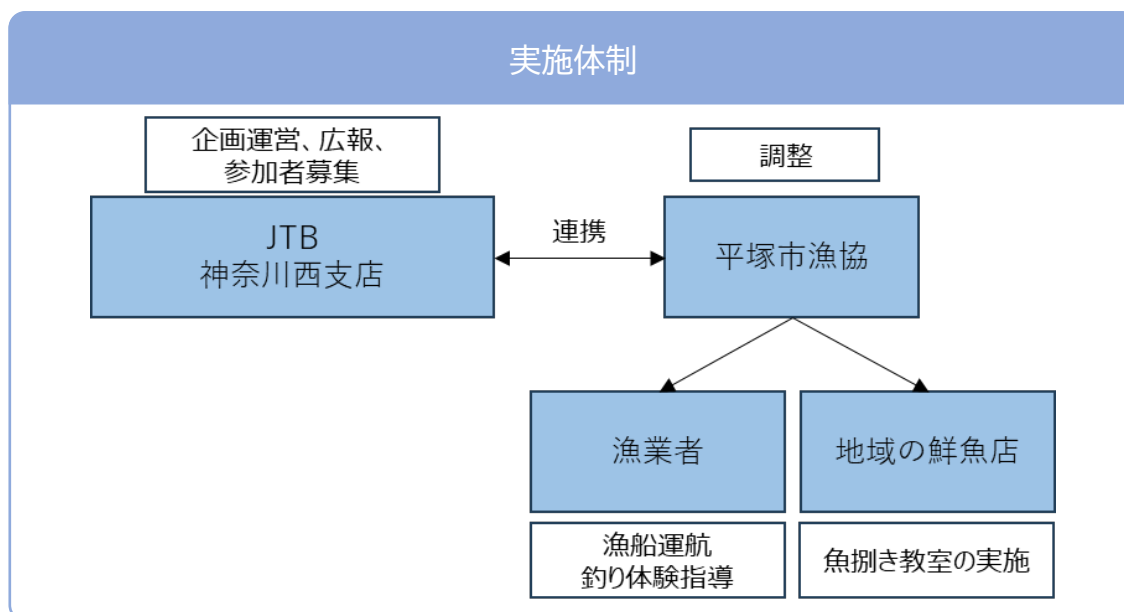


平塚市漁業協同組合が所有するキッチンカー

図 2-14 平塚漁港における取組

ア 取組組織の概要

事業主体は、旅行事業者である株式会社 JTB（以下「JTB」）と平塚市漁業協同組合です。JTB は、近年、旅行商品の販売事業にとどまらず、地域資源を活用した、新たなツアー造成から販売までを行う事業に注力しています。中でも、平塚市に所在する神奈川西支店は、地元の資源を活用した自主事業として、地域の農水産業に焦点をあてたコンテンツ開発を進めており、平塚市漁業協同組合と連携した取組を実施しています。



イ 取組の内容

具体的な海業の取組として、「親子向け釣り体験事業」の取組を展開しています。

< 親子向け釣り体験事業 >

- 遊漁船が多いという地域の特性を捉え、親子向け体験としてコンテンツ化
- 民間企業が漁業協同組合と連携し、漁業や魚の価値認知、消費拡大を目指す

平塚漁港には、遊漁との兼業を行っている漁業者が多いという特徴があり、釣り客の減少が収益に影響する一方で、普段釣りをしない人が船釣りを体験することはハードルが高いことが想定されるため、新たに人を呼び込むコンテンツとして「親子向け釣り体験」が企画されました。企画にあたっては漁業協同組合とも連携し、漁業者とのつながりがある漁業協同組合の職員が積極的に船宿を周って調整することで、2年以上活動を継続させています。



図 2-15 親子釣り体験の様子

地域における交流体験は、「つながり」ブランドとして JTB がホームページを立ち上げており、参加者を募集すると都度満席になるほどです。プロモーションに注力せずとも、口コミやリピーターで集客できる体制が構築できています。

また、参加者は船長との会話に加え、オプションとして船釣りと組み合わせ可能な魚捌き体験などを通じ、日常生活とは異なる非日常の体験を楽しんでおり、これが高いリピート率へとつながっています。



漁の興奮を味わうひらつかタマ三郎漁港
大海原で金アジ・サバを狙おう！ 🐟 🐟

【湘南・平塚】
7月27日（日）午後便
★大人気親子釣り体験 予約開始★
お魚さばき教室開催【オプション・別料金】

#釣り体験 #親子で参加 #平塚漁港 #初心者歓迎 #家族に最適 #感動体験 #湘南

ご予約はこちらから ➡

【初級】 🐟 求！相模湾の金アジ・サバを釣って、漁の興奮を味わおう！ 🐟

湘南・ひらつかタマ三郎漁港から相模湾の大海原へ。
季節の美味しい魚を狙いに出港
今回のターゲットは旬の金アジとサバ！
魚がたくさん獲れるようにみんなで協力しよう！

図 2-16 「つながり」ホームページ

ウ 課題と対策、今後の展望等

漁船運航による備船費が漁業者の所得につながっており、民間事業者（JTB）にとっても、自らが主体となって年間 200～300 人を動員する本事業は、地域振興における観光の役割の幅を広げていく上で、期待感の高い取組と捉えられています。本事業における課題と対策、今後の展望については以下のとおり考えられます。

今後の展望と参考になるポイント

<課題>

- ・ 荒天時の対応
- ・ 民間事業者の収益確保

<対策>

- ・ 周辺施設、事業者との連携による代替プランの造成（民間の収益確保にもつながる）

<今後の展望>

- ・ 今後釣り以外も含め、親子で喜んでもらえるコンテンツ造成を目指していく
- ・ 民間事業者としては、収益性だけでなく、漁業者を含む住民生活の質の向上に貢献し、地域活性化につなげることが取り組む意義であり、地域の産業である漁業・魚の価値を地域で認知し、消費できるような社会づくりに携わっていく

<本事例における参考となるポイント>

民間との連携

民間事業者が保有するプラットフォーム「つながり」を活用することで、効果的な情報発信や参加者募集が可能となっており、地域への貢献や、**地域の価値向上そのものが間接的に企業の収益にもつながる**

交流価値

参加者には船長との会話のほか、オプションとして船釣りと組み合わせ可能な魚捌き体験における地域の鮮魚店などの**事業者との交流が高く評価されており、交流自体への価値が見いだされている**

（５）城ヶ島における藻場再生活動の取組



- 三浦の海で磯焼けが深刻化するなか、三和漁業協同組合城ヶ島支所と任意団体である For A Better Ocean miura が連携し、会員・協力団体を巻き込んで取組を開始。
- 海洋環境の改善に向けて、**藻場再生・環境教育活動、ビーチクリーン等の活動**を幅広く実施し、メディアを活用した情報発信によって海の現状を多くの人に知ってもらうことを目指す。

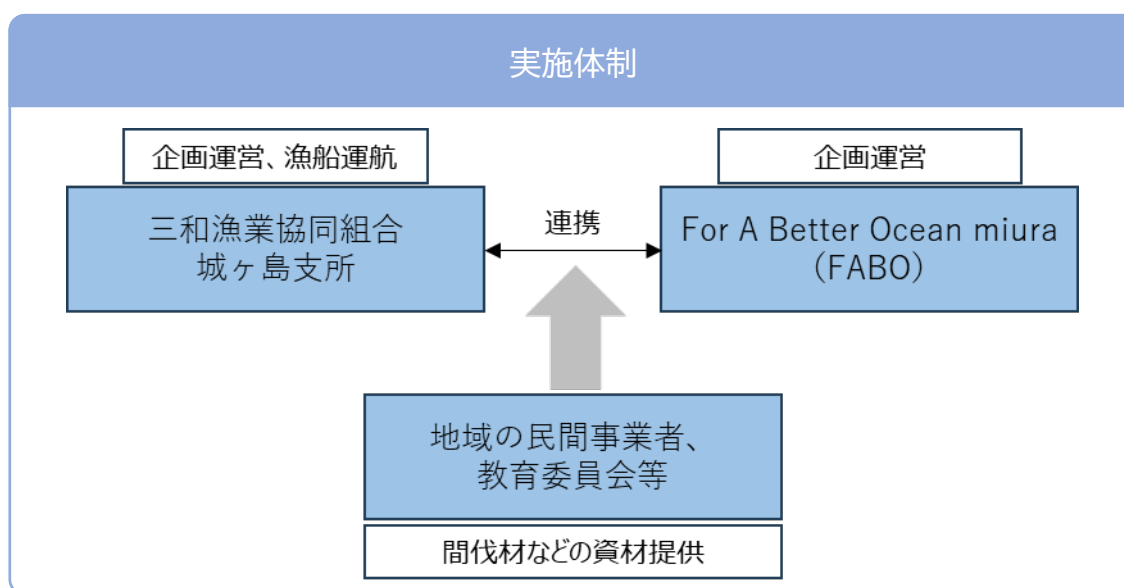
取組のきっかけ	● フリーダイバーであったFABO代表が海洋環境の変化を感じ、海岸・海中清掃をしたいと考え、県から三和漁協 城ヶ島支所の紹介を受け、取り組みを開始
活用している地域資源	● 漁港区域に近接した景観の良い海岸線 ● 地域内で環境への関心の高いボランティアスタッフ ● 地域の民間事業者との連携（間伐材などの資材提供）
取組内容（コンテンツ）	● 景観豊かな環境における藻場再生等の体験（間伐材を用いたアオリイカ産卵床設置、カジメ種付け、サザエ稚貝放流）



図 2-17 イベントの様子

ア 取組組織の概要

事業主体は、三和漁業協同組合城ヶ島支所（以下「三和漁協城ヶ島支所」）と、For A Better Ocean miura（以下「FABO」）の2者です。FABOは、任意団体で、事務局と約20名の会員および協力団体で構成されており、三浦の海で深刻化する磯焼けや海洋ごみの問題など、海の現状を広く伝えることを目指し、藻場の保全、海洋教育、イベント企画、ビーチクリーン、SNSによる情報発信など幅広い活動を行っています。FABOの代表者は、フリーダイバーとしての活動を通じて海洋環境の変化を感じ、「海岸・海中清掃を行いたい」と思ったことをきっかけに、三和漁協城ヶ島支所と連携して取り組むようになりました。



イ 取組の内容

具体的な海業の取組として、「藻場再生活動に関わる教育・体験事業」の取組を展開しています。

< 藻場再生活動に関わる教育・体験事業 >

- 任意団体と連携した藻場再生活動を、会員や協力団体を巻き込んで展開
- 地域や関係者の強みを活かしたコンテンツづくりと、SNSによる情報発信

活動当初は、地域の海岸清掃活動や漁業協同組合による藻場再生活動の情報発信を行っていましたが、令和6年1月に任意団体を立ち上げ、同年5月に初めて一般客が参加する「青空教室」として、アオリイカの産卵床づくりと早熟カジメの種付け体験を実施しました。この活動を、翌年は参加費制としてSNSで募集したところ、定員40名の枠が数日で埋まるほどの人気ぶりで、当日は参加者も意欲的に取り組む様子が見られ、環境保全活動への関心の高さが伺えました。



図 2-18 インスタグラムでの参加者募集投稿

参加費制としたイベントは、城ヶ島の長津呂（ながとろ）湾に学校の机を並べて行う「座学」に加え、前述した二種類の体験と、サザエの稚貝放流をプログラムに組み込んで実施されました。本イベントにおいては、参加者に対し、以下の3点が付加価値として提供されています。

- 参加者が協働して行う作業を取り入れている点
- アオリイカ産卵床の設置等、漁業者の乗船を伴う作業を参加者から見える場所で実施している点
- イベント終了後も、アオリイカ産卵床の状況やカジメのモニタリング結果を SNS で発信し、活動の経過を共有している点



図 2-19 イベント当日に早朝から現地で準備する様子

城ヶ島で生まれ育った三和漁協城ヶ島支所の漁業者は、地元の海を守るため、漁船の運航やイベント後のモニタリングなど「漁業者でなければできないこと」を中心に尽力しています。一方、普段は会社員として勤める FABO 代表者は、デザインやマーケティング・広報の知識を持つため、その強みを活かしてホームページやチラシのデザイン、SNS の発信等に取り組んでいます。また、県の水産技術センターによる早熟カジメの提供や、教育委員会や民間事業者による間伐材（アオリイカ産卵床づくりで使用）の提供など、活動に必要な資材協力も得られています。さらに、ドローン撮影やイベント時の救護要員（看護師）など、ボランティアスタッフがそれぞれ強みを活かして参画することで、本取組の実現・継続につながっています。



図 2-20 イベント当日の様子

ウ 課題と対策、今後の展望等

活動経費として、レンタカー代、倉庫費用、備品・資材費、スタッフTシャツ代、当日のお弁当代等が発生しており、現状は、参加費による収入の不足分を運営メンバーの自己負担や仲間内からの寄付で賄っているため、活動自体の自走化ができていない点が課題となっています。これらを踏まえた課題と対策、今後の展望については以下のとおり考えられます。

今後の展望と参考になるポイント

<課題>

- ・ 活動経費を賄うための収益が不足
- ・ 活動に参加する漁業者の確保

<対策>

- ・ 企業との連携、補助金や助成金活用の検討
- ・ 漁業者に還元できる仕組みづくり

<今後の展望>

- ・ 活動に賛同する企業との連携や、補助金・助成金の活用によって、参加費を含めた活動資金の中で、収支がとれるような事業内容を検討していく
- ・ 取り組む意義を理解してもらい、行政側とも人材や資材などの連携を深めていく
- ・ より多くの漁業者に賛同・協力してもらうことで、漁業協同組合や漁業者に還元できる仕組みをつくり、活動の持続性を高めていく

<本事例における参考となるポイント>

参加度の高さ

参加者の協働作業を取り入れたり、漁業者が乗船して行う必要がある作業（産卵床の設置等）を参加者に見える場所で行うことで、**臨場感・参加実感を高める工夫**をしている

関係者の巻き込み

関心の高いボランティアや地域の事業者など、**収益にとらわれない体制を構築**できている

情報発信の工夫

効果的な**動画や画像を用いたSNSでの情報発信**が集客効率を高めており、イベント終了後には海中モニタリング状況なども発信し、**賛同者の創出**につなげている

第3章 海業を始めるためのプロセス

海業を始めるにあたっては、まず「なぜ海業に取り組むのか」という目的を明確にすることが不可欠です。その上で、地域の現状や課題を整理し、具体的な実施内容の検討や準備を進めていくことが成功への鍵となります。

本章では、下図に示す「海業を始めるためのプロセス」に基づき、3つのステップである「1. 実施内容の検討」、「2. 計画・準備」、「3. 実施」に沿って具体的な進め方を説明します。

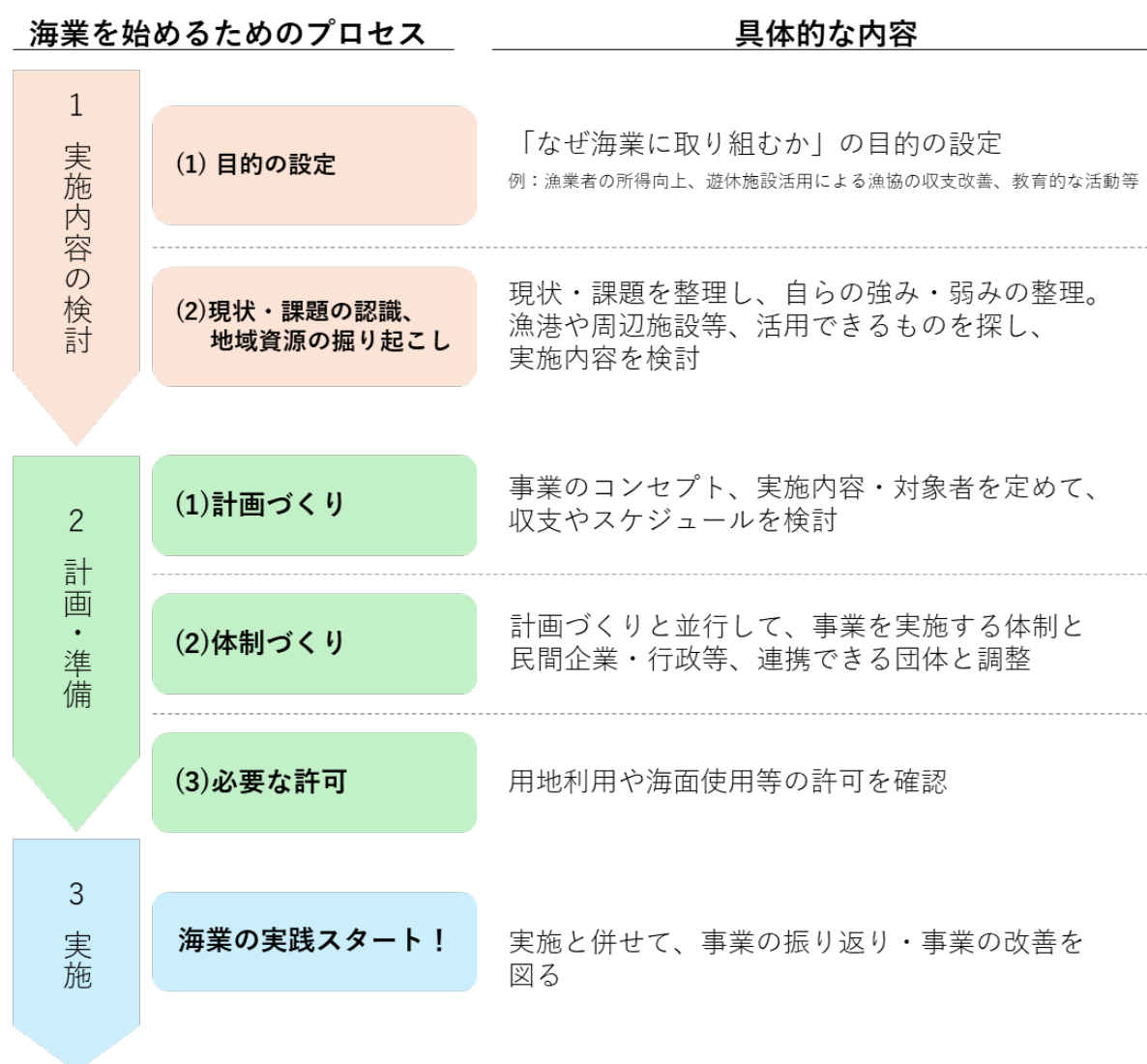


図 3-1 海業を始めるためのプロセス

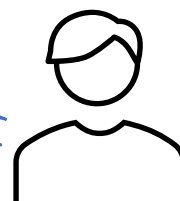
1. 実施内容の検討

(1) 将来目指す姿(目的)を設定しましょう

海業に取り組むことで、「将来どのようなになりたいか」
というビジョンを描き、
そのイメージを具体化するための目的を明確にしましょう。

イベントを開催して
地域のにぎわいを取り戻したい

漁業の魅力を発信し、
担い手を増やしたい



海業に取り組むきっかけや動機は何か？海業に取り組むことによって将来どう
なりたいか？地域の現状や課題と向き合い、海業を通じて「漁業そのもの」や「地
域の未来」がどう変わってほしいかをイメージしてみましょう。

将来目指す姿を定め、達成すべき目的を明確にすることで、関係者が同じ方向
を向いて事業を推進できるようになります。

まずは、関係者内で自由に意見を出し合い、自分たちが実現したいことは何か
を話し合ってみましょう。

目的の例

- 新たな事業による
漁業者の所得向上
- 遊休施設の利活用による
漁協の収支改善
- 藻場再生活動の資金調達
(活動資金の還流)
- 地域住民への漁業者の取組啓蒙による
消費拡大や担い手確保

想定される取組の例

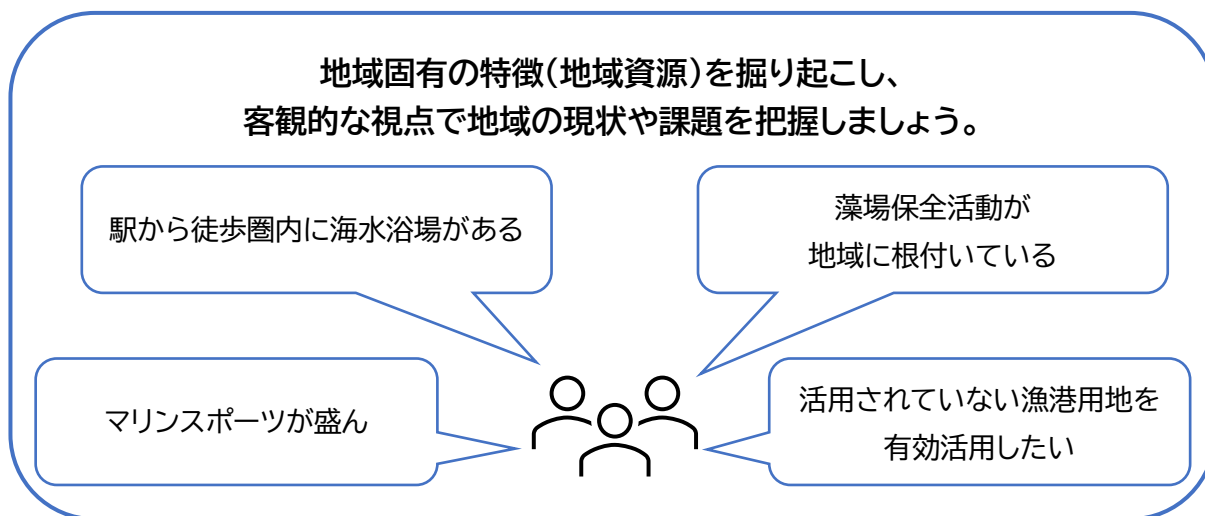
地域住民や観光客等を対象として、
体験料・利用料等で利益を上げる取組

企業の社会貢献活動等と連携できる
取組

学校等と連携した教育的な取組

図 3-2 目的及び想定される取組の例

(2) 地域資源の掘り起こし、現状・課題の把握を行いましょう



Step1 地域の特徴・魅力や課題をあらゆる視点から書き出してみましょう

まずは、地域にどのような特徴や魅力があるか、思いつくままに書き出してみましょう。

特産品、地域ならではの風景、独自の漁法、伝統行事、歴史、さらには有名な人物まで、あらゆる可能性を模索しましょう。自分たちでは「当たり前」だと思っていることが、外から見れば「特別な価値」であることも少なくありません。外部の方に意見を聞いたり、SNS で観光客がどのような目的で来訪しているか（投稿写真の傾向など）をリサーチするのも有効です。

また、漁獲量の減少や担い手不足など、今置かれている厳しい現状も書き出しましょう。課題を明確にすることで、「その課題を解決するために海業をどう活かすか」という逆転の発想から、独自のアイデアが生まれることもあります。

漁業	・ 漁業者の減少 ・ 直売が盛んに行われている ・ 近隣の学校と親しい漁業者がいる
漁港・漁協	・ 大規模な駐車場がある ・ 磯遊びができる場所がある ・ 使用しない漁具が放置
周辺環境	・ 近くに水族館がある ・ 近隣に学校が多い ・ 周辺に飲食チェーン店が多い ・ 週末は渋滞で混み合う

・ アイディアは否定せず、**数多くの要素を抽出**しましょう

・ インターネットや SNS の口コミ等、**外部の意見**も採用しましょう

Step2 Step1 で書き出した特徴・魅力を分類してみましょう

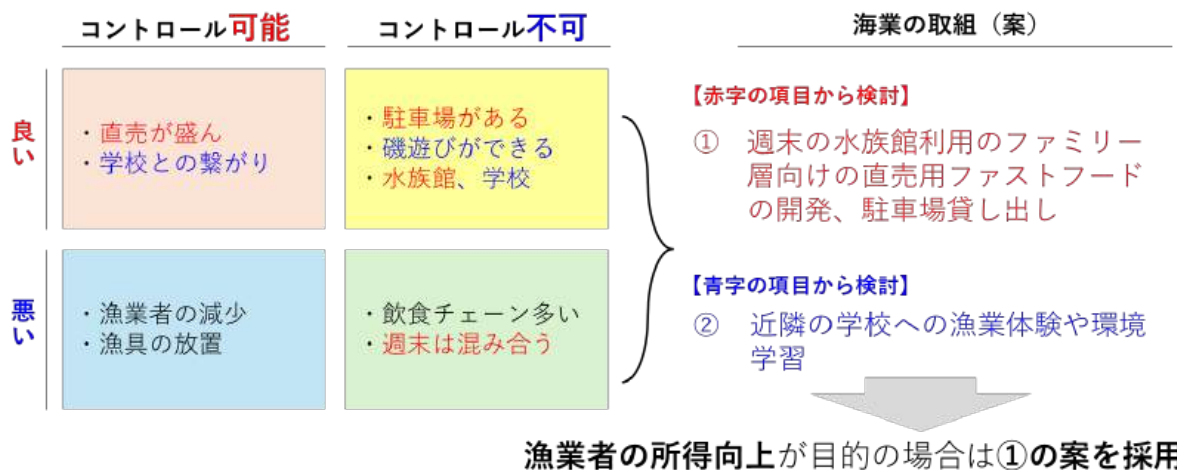
地域の特徴や課題等を書き出したら、次はそれを、海業を始める上で「良い要素か、悪い要素か」、「自分でコントロール可能か、不可か」という4つの視点で分類してみましょう。この分類を行うことで、**地域の強み、弱み、そして事業の追い風や弊害となる要素を客観的に整理することができます。**

	コントロール 可能 (内部環境)	コントロール 不可 (外部環境)
良 い	・直売が盛ん ・学校との繋がり	・駐車場がある ・磯遊びができる ・水族館・学校
悪 い	・漁業者の減少 ・漁具の放置	・飲食チェーン多い ・週末は混み合う

取組にあたって**強み・弱み、事業の追い風・弊害となる要素を整理することが重要です**

Step3 Step2の要素を組み合わせて、具体的な戦略を検討してみましょう

整理した4つの特徴を掛け合わせることで、その地域に最適な海業の形が見えてきます。下図のように、地域の現状に即した取組を採用することで、無理のない、かつ効果的な海業のスタートが可能となります。



☑ 参考情報：SWOT 分析

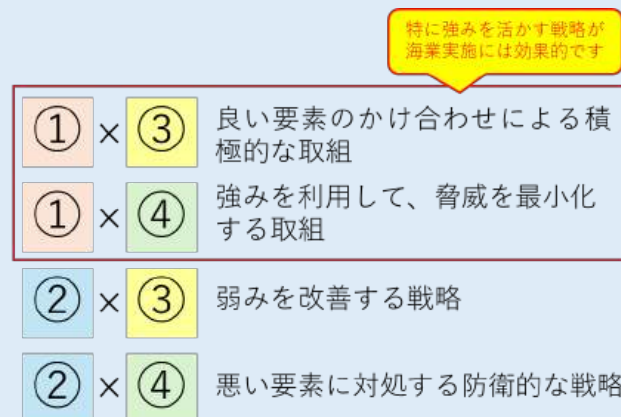
現在置かれている状況を整理する方法を、専門用語では、SWOT 分析と言います。SWOT とは「強み（Strength）」、「弱み（Weakness）」、「機会（Opportunity）」、「脅威（Threat）」のアルファベットの頭文字をとったもので、自らが持つ経営資源の強みと弱み、市場などの取り巻く環境を機会と脅威に分類して分析することで、強みを活かせる機会を見つけ、弱みを改善し、潜在的あるいは顕在化した脅威を克服する方策を考えるヒントを見つけ出すことが可能となります。この手法を活用することで、講じるべき事業戦略がシンプルになるというメリットがあります。

- S（Strength）…漁港や漁業者が持つ、活かすべき強み
- W（Weakness）…漁港や漁業者が持つ、克服すべき弱み
- O（Opportunity）…事業を進めるにあたり、市場において考えられる機会
- T（Threat）…事業を進めるにあたり、市場において考えられる脅威

	コントロール可能 (内部環境)	コントロール不可 (外部環境)
良い	① S:強み	③ O:機会
悪い	② W:弱み	④ T:脅威

フレームワークに落とし込むだけで情報の洗い出しと整理が可能ではありますが、これらの要素を以下の 4 通りに組み合わせて分析する、クロス SWOT 分析を行うことで、具体的な戦略まで掘り下げていくこともできます。

新たな事業として海業の開業を目指す場合には、「強み」×「機会」から検討する積極化戦略や、「強み」×「脅威」から検討する差別化戦略を主軸に検討するのが良いでしょう。



2. 計画・準備

(1) 具体的な計画を立てましょう

地域の特徴や課題を把握したら、設定した目的に向かって、取り組むべき内容を具体化し、実行可能な計画を作成しましょう。

計画づくりのポイント

1. コンセプトの設定	・ 事業に関わる 全員が同じ方向を向けるよう 明快なコンセプトを設定
2. 対象者の設定 (ターゲット)	・ サービスを提供するために 主軸となるメインターゲット を設定 ・ 対象に 受け入れられやすい 事業内容や情報発信の検討につなげる
3. 実施内容の設定 (コンテンツ)	・ 分析を活用 して、どのようなサービス・商品がよいか着想 ・ 独自性があるか、社会的にニーズがあるかななどを検討して具体化
4. 収支計画	・ 価格(単価)を定めるのに、 原価(支出)からの逆算 をまず行う ・ 実証も行いながら 必要な経費や適正価格を検証 していく
5. スケジュール	・ 目標とする 期日から逆算 して、必要なタスクの期間を設定
6. 広報・集客	・ ターゲットに対し 効率的に宣伝できる媒体を選定 することが重要 ・ SNS 等、大きな費用をかけず必要な情報を発信する方法も検討

計画づくりにおいて、以下の内容を確認してみましょう。

- 海業に取り組む目的は明確に定まっていますか？
- それらを関係者間で共有し、事業の方向性について合意が得られていますか？
- 取組内容は、地域資源の価値や魅力を十分に生かしたものですか？
- 設定した目的に沿っており、かつ消費者のニーズに応えた内容になっていますか？
- 「誰に」来てもらいたいのか、ターゲットは具体的に定まっていますか？
- どのような手段（SNS、HP など）で集客を行いますか？
- 取組に係る経費（初期費用・運営費）はいくらですか？
- 持続可能な運営のために、料金設定をいくらにしますか？
- いつから試験的な取組を開始し、いつから本格化させますか？

最初から大規模に始めるのではなく、小規模な試験的取組から開始しましょう。段階的に課題を解決し、手応えを得ながら目標を拡大させていくことが、失敗のリスクを減らすコツです。

下表には、県内漁港全般に当てはまる特徴と、それに対する具体的な取組のイメージを紹介します。

これはあくまでも一般的な特徴を活かした例です。前述のステップで掘り起こした、地域ならではの特徴・強みを掛け合わせることで、他にはない独自性の高い海業へとつながります。

表 3-1 県内漁港における特徴

項目	コントロール 可能 な良い要素 (強み)	コントロール 不可 な良い要素 (機会)
県内全域	- 首都圏にありながら漁村としての風情や生業が残っている漁港が存在する 藻場再生活動の実績と協力的な漁業者の存在 遊漁船兼業の漁船割合が高い	- 首都圏にあり交流人口を増やすためのマーケットに恵まれている - 駅から徒歩圏内でアプローチできる漁港が複数存在 - モデル事業などで既に観光・体験漁業の実績・事例が身近にある - 県民の海に行く目的として海を眺めのんびりすることが上位で、コト・トキ消費の需要が高い

表 3-2 県内漁港の特徴を活かした取組の例

県内漁港の特徴	取組例
首都圏にあり交流人口を増やすためのマーケットに恵まれている	- 地域ならではの水産物を活用した、飲食物の提供 - 水産物、加工品の販売 - 周辺観光客の流入を狙った取組 - 周辺事業者、施設と連携した取組
駅から徒歩圏内でアプローチできる	- 電鉄会社と連携したイベント等の開催 - 周辺事業者、施設と連携した取組
漁村としての風情や生業が残っている漁港が存在する	- 漁業者交流や漁業の体験 - のんびり過ごす非日常な時間を価値とする取組
モデル事業などで既に観光・体験漁業や実績・事例が身近にある	朝市等のイベント、漁業者交流、藻場保全活動、海洋環境教育活動、漁船タクシー、カキ養殖、ダイビングステーション、釣り体験等

● 計画のイメージについて

計画を立てる際は、以下の4点を考慮し、現実的に継続可能かを見極めることが重要です。

- 市場性（ニーズ）：そのサービスを求めている客層が十分に存在するか？
- 事業性（収支）：どの程度の収益が見込まれるか？投資回収の目処は立つか？
- リソース（資源）の有無：必要なヒト（運営者）、モノ（施設・機材）、カネ（資金）を確保できるか？
- 競争力（差別化）：近隣の競合施設にはない、その地域だけの独自の魅力があるか？

漁港	●●漁港 (●●エリア)	所在地	●●市
コンセプト	サービスの特徴を簡潔に記載しましょう 【五感で味わうぜいたくな漁村体験】 ・伝統的な漁村の風情を舞台に、採れたての海産物をその場で楽しむ「唯一無二の高級感のある野外レストラン」を展開		
実施内容	以下の指標を考慮し、実現可能性のある内容にしましょう ●市場性: 需要があるか ●事業性: どの程度の収益が見込まれるのか、投資回収は可能か ●リソースの有無: 必要なモノ・ヒト・カネを賄えるか ●競争力: 競合の有無、差別化要素はあるか 【伝統漁業の体験】 ・漁船に乗って、伝統漁業を間近で見学 【加工・文化体験】 ・漁協女性部等の案内による、ワカメ加工番屋の見学と実作業体験 【究極の地産地消費】 ・採れたての食材の試食（浜ゆで、磯焼き等）に加え、有名シェフが手掛ける採れたて食材を使った豪華ディナーを提供（海底貯蔵ワインなどの付加価値も検討）		

対象者	メインターゲットを設定しましょう ●●地区へ観光目的で来訪する食や体験にこだわりを持つ富裕層・ファミリー層
収支計画	事業における収入と支出を予測し、資金の流れを把握しましょう 【収入見込み】 参加費一人あたり●万円 × 参加人数●人 【支出見込み】 シェフ賃金 ●万円 × ●人 食材費 ●万円 人件費 ●万円 備船料 ●万円 ダイニング等資材費 ●万円
スケジュール	目標の期日から逆算して、設定しましょう ●年●月～ 関係者への相談、連携体制づくり ●年●月～ 漁港用地の利用申請（漁港管理者と相談） ●年●月～ SNS立ち上げ、広報・周知 ●年●月～ 試行的な取組開始・改善 ●年●月～ 本格実施
広報 ・ 集客方法	ターゲットとなる客層に効率的に周知する媒体を選びましょう ・ インスタグラムによる周知 ・ リーフレットの作成・配布 ・ のぼり旗の作成・設置

● 収支計画について

収支計画とは、事業における「収入」と「支出」を予測し、資金の流れを把握するための計画です。その事業に実現性があるかどうかを判断する重要な材料であり、海業の事業化に向けた必須の検討事項となります。

以下の項目を具体的に設定し、差し引き（利益）を算出することで、事業自体の収益性が明らかになります。また、表計算ソフトを活用することで、「客単価を500円上げたらどうなるか」「参加人数が8割減った場合、利益は残るか」といった改善策やリスクに対するシミュレーションも容易に行うことができます。

【収支計画の主な項目】

● 収入（売上高）

プログラム参加費、飲食代、物販、施設利用料など、来訪者等から受け取る対価。

● 支出（経費）

・ 変動費

材料費（食材、資材）、光熱費、消耗品費など

・ 固定費

人件費、賃料、保険料、減価償却費、広告宣伝費など

表 3-3 野外レストランを企画・運営する民間事業者の視点での収支計画例

	項目	単価	数量	計	備考
収入	参加費	150,000	24人	3,600,000	4名×6テーブル想定
	小計			3,600,000	
支出	スタッフ人件費	40,000	16人日	640,000	準備・当日の運営含む
	漁業体験協力費	80,000	4人日	320,000	※漁業者側の収入、備船費含む
	加工番屋体験費	40,000	4人日	160,000	※漁業者側の収入
	シェフ委託費	500,000	1式	500,000	
	材料費（水産物）	200,000	1式	200,000	※漁業者側の収入
	材料費（その他食材）	360,000	1式	360,000	
	会場設置費	300,000	1式	300,000	
	海底熟成ワイン管理費	200,000	1式	200,000	※漁業者側の収入
	旅行代理店手数料	—	15%	540,000	参加費の15%を想定
	小計			3,220,000	
利益（差引収支）				380,000	

● 広報・集客について

各広報媒体の特徴を正しく理解し、事業のターゲットとなる客層に対して効率的に周知することが重要です。

「広報」と聞くと莫大な費用がかかるイメージを持たれがちですが、近年はSNS等の普及により、多額の費用を投じずとも必要な情報を直接発信できる手法が増えています。ただし、費用を抑えた広報活動は、継続的な投稿や管理に相応の人手を要することが少なくありません。そのため、限られたリソースの中で「どの媒体が最もターゲットに届くか」を吟味し、効果的な手法を組み合わせる講じることが不可欠です。

代表的な広報媒体とその特徴を、下表に整理します。

表 3-4 広報媒体別の特徴

チラシ、パンフレット	・手軽な作成が可能であり、 各所に設置 しやすい ・紙媒体資料は手に取りやすく、広報だけでなく 関係者への事業説明などにも活用 できる
ホームページ	・多くの情報が掲載できるため、 各媒体からの誘導先 としても有用 ・ 定期的な更新 による再訪者創出の工夫が必要
自治体の広報誌	・掲載情報の 信頼度が高く 、幅広い 地域住民 にリーチする ・ 行政担当者との連携 により、（一般市民への）関心を喚起しやすい
SNS	・ハッシュタグ#の活用による ターゲティングが可能 ・関連するアカウントの 相互フォローによる効果 が期待される
プレスリリース、取材依頼	・ 他者の言葉で表現される情報 は信頼度が高い ・1回の発信によって リーチする母数が多い

SNS投稿のポイント

- 画像や動画を積極的に活用
SNSによって制限もあるので、どのSNSを使用するかにも留意
- ハッシュタグを活用
地名や取組をハッシュタグにして、検索されることを意識
- リアルタイムな情報発信
募集や告知だけでなく報告の投稿も次につながる
- 文章は長くなりすぎず、要点を絞って
特に1行目で目に留まるよう、改行や空白も適宜使用しましょう
- 相互フォローなどによる交流で拡散
自身が関係する企業、団体に次々とつながりができてくる
- 運用し続けこと
管理者を定め運用し続けることでフォロー外からの流入につながる



図 3-3 SNSを活用して情報発信を行う場合の留意点と情報発信の事例

（２）実施体制を構築しましょう（民間事業者との連携）

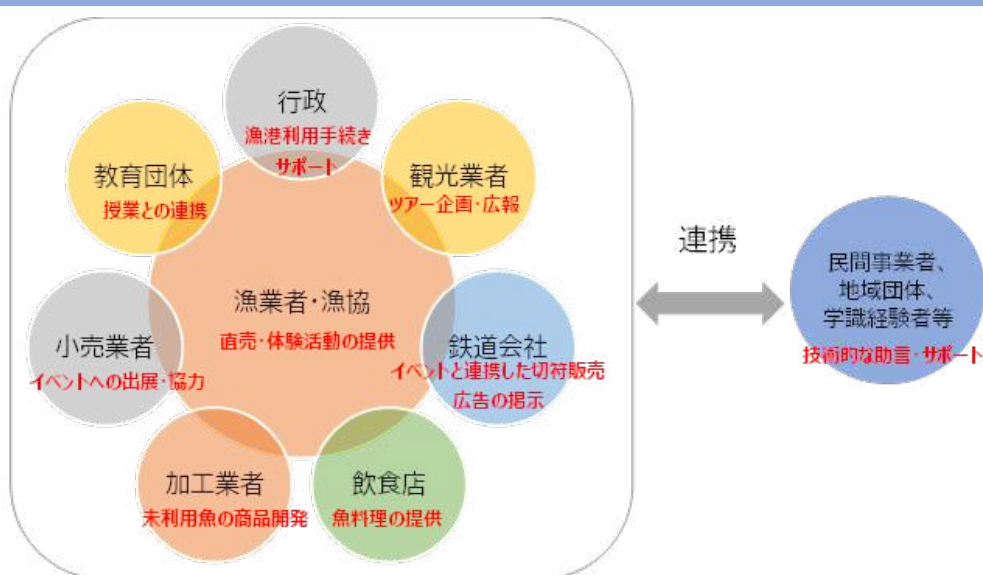
海業の実現に向けて実施体制を構築しましょう。
中心となるメンバーが決まったら、スムーズな事業運営のために
役割分担を明確にしましょう。

海業に取り組みたいという意欲や課題感を持ちつつも、実際には「本業である漁業で手いっぱい」という漁業者の方も少なくないでしょう。

そのような場合、海業がもたらす地域全体の活性化というメリットに着目し、地域住民や民間事業者との連携を積極的に検討することが有効です。特に、まちづくりや地域活性化を生業とする組織が存在する場合は、双方にとって相乗効果が生まれる可能性も期待されます。また、県内には水産分野に特化した教育機関が複数あるため、こうした専門機関と連携した取組を企画することも一つの手段です。

さらに、海業を継続させていくためには、経営や収支計画の策定、広報・集客活動など、多岐にわたる知見やノウハウが求められます。これらの業務を当事者のみで完結させることが困難な場合には、民間事業者や地域団体、あるいは専門的なスキルを持つ外部の個人や団体と協力体制を築くことも視野に入れましょう。その際、実施体制の中にそれらの協力者の位置づけをあらかじめ組み込み、役割分担や指示命令系統を明確にしておくことが、円滑な事業運営を実現するための重要な鍵となります。

実施体制イメージ



ア 民間事業者との連携に向けたポイント

民間事業者との連携に向けて、
「漁業関係者側からどんな提案ができるか(強み・課題があるか)」、
「民間事業者に何を求めていくか」をあらかじめ整理しておきましょう。

民間事業者との連携に向けて、以下の内容を整理してみましょう。

- 海業を通じて将来目指す姿は何か？
- 自分たちの強み（漁業・魚）や弱み（人手不足、運営ノウハウ）は何か？
- 漁港の利用状況は？遊休施設はあるか？
- 活用できる施設はあるか？所有者への確認、利用手続きは必要か？
- どのような事業形態で収益を上げ、継続させるか？
- 民間事業者側に提供できるメリット、民間事業者側への期待・要望
- 合意形成状況や漁港管理者（行政）の支援・連携状況 等

また、連携を成功させるためには、民間事業者側が参画する「目的」を理解し、双方にメリットのある関係を築く必要があります。

民間事業者側は、直接的な収益（利益）だけでなく、地域貢献、CSR（企業の社会的責任）活動、環境保護（カーボンオフセット等）などを重視する企業も増えています。相手側が自分たちに何を求めているか確認し、それに対し、自分たちが提供できる価値が何かあらかじめ考えておくことが求められます。

民間との連携に向けたポイント

- ① 漁業関係者側に**どのような強み・課題**があるか
- ② **民間事業者に何を求めていくか**
- 民間からの提案を待つのではなく、**具体的に連携したい要素**を示し、民間事業者と調整する

整理すべき情報の例

- ・ 漁港や漁法などの漁業の情報 : 漁港の利用状況、**活用できる資源**の整理
- ・ 自身や地域の魅力と課題の明確化 : 土地・建物の**権利関係**の整理
- ・ 考えられる海業のコンテンツ : 民間事業者側に**提供できるメリット**
- ・ 民間事業者側への期待・要望 : **合意形成状況**やリスク分担（費用負担）

表 3-5 民間事業者との連携に向けて整理すべき情報

漁港	●●漁港	所在地	●●市
将来目指す姿（目的）	・ 漁港を拠点として、新たな人流を創出して地域活性化や漁業者の新たな収入の確保につなげていく		
強み	・ 併設された漁協で販売する魚フライは観光客に人気がある ・ 定期的に漁業者主導の朝市が開催され、意欲の高い漁業者が多い ・ 漁港用地が広く、漁港区域内に漁具倉庫が多数ある ・ 漁業者が所属する加工事業者（漁港内の加工場でのシラス製造）、小売事業者、地域のまちづくり団体があり、連携可能である		
弱み	・ 漁港区域内に多数ある漁具倉庫の老朽化が進んでいる ・ 水産物の漁獲量が減少し、漁業者の高齢化が進んでいる		
漁港の利用状況 遊休施設の有無	・ 日曜日を除く深夜 2 時～翌正午までは漁業利用しているエリアがあるものの、用地が広いため利用を集約できる可能性がある ・ 用地には漁協が所有する漁具倉庫（未利用）があり、申請による貸し出しが可能である。 ※必要に応じて図面を添付		
周辺の環境 （活用できる施設等）	・ 駅から徒歩 3 分に位置し、周辺を●●などの観光地に囲まれていることから年間を通じて観光客が多く、特に週末は季節を問わず、徒歩圏内の商店街や、隣接する砂浜が賑わう ・ 漁港周辺の渋滞が激しく、立ち寄りスポットとして一時的に滞留できる場所が必要になっている		
考えられる事業形態 （取組内容）	・ 地元客や観光客が滞留・交流できる場（ベンチ等）を整備し、漁港内の小屋で飲食物を販売提供する事業を展開したい		
民間事業者側に 提供できるメリット	・ 水産物の販売、飲食事業への原料供給 ・ 漁具倉庫の貸し出し ※改修については協議を要する		
民間事業者側への 期待・要望	・ 漁具倉庫を活用したにぎわいの創出、広報・P R ・ 水産物の仕入、地域の水産物を活用した飲食事業		
合意形成状況	・ 漁協内で会議体を設け、民間事業者の受入れ体制を整えている		
漁港管理者の 支援・連携状況	・ 海業の推進に向けて非常に意欲的であるが、支援予算はない		

イ 連携する民間事業者とのマッチング

連携候補となる民間事業者が身近にいない場合は、以下に示すサイトや団体へアプローチをかけてみましょう。

表 3-6 連携する民間事業者へのアプローチ例

アプローチ先	概要	
官民連携海業振興ポータルサイト	海業に興味・関心のある民間事業者がリストアップされている。サイトに登録することで、民間事業者側からのアプローチもある。 URL: https://umigyo-portal.jp/	
特定非営利活動法人日本 PFI・PPP 協会	官民連携に関心のある行政・企業が会員であり、ハード施策からソフト施策まで連携先企業の洗い出しが可能。 URL: https://www.pfikyokai.or.jp/	
公益社団法人神奈川県観光協会	神奈川県内の観光関係企業が会員であり、会員への情報提供や交流によるやプロモーション支援が可能。 URL: https://www.kanagawa-kankou.or.jp/	
商工会議所	地域を拠点とする商工業者が会員であり、情報提供やイベント等を通じた連携先企業の洗い出しが可能。	
SNS の活用	連携したい要素に関する企業やハッシュタグから検索を行い、直接フォローしてコンタクトしていく（企業側も SNS をマーケティングやビジネスマッチング目的で利用する機会が増えている）。 大手企業だけでなく、中小企業や地元企業とのコンタクトに有効。	

その他、特定の目的やジャンルが決まっている場合は、その分野の**専門団体にアプローチ**して、関心のありそうな企業を紹介してもらう方法が有効です。

例：マリンスポーツでの連携先を洗い出したい→アウトドアの関係団体を検索
キッチンカーを検討したい→地域のフードトラック協会へのアプローチ

また、行政や関係団体が実施するマッチング交流会への参加、水産・漁業関係者が集う展示会（ジャパン・インターナショナル・シーフードショー等）への参加など、対面での接点を持つことで、熱量の高いパートナーを見つけることができます。

漁港管理者（行政）であれば公募型のサウンディング調査を実施して、民間事業者の意向やアイデアを広く募ることが可能です。

(3) 必要な許認可を取りましょう

海業の取組内容は、物販や漁業体験など多岐にわたり、実施する内容に応じて、漁港漁場整備法をはじめ、食品衛生法や旅行業法など、関連する法令や必要な許認可、申請窓口がそれぞれ異なります。これらの法令等は、社会情勢やニーズの変化に合わせて随時改正される可能性があるため、最新の情報を HP 等で確認するとともに、計画の初期段階から関係行政機関へ事前に相談し、手続きに抜けや漏れがないよう万全を期することが重要です。

以下に代表的な許認可等を記載しますので、これらを参考に、自身の事業計画に必要な手続きについて確認しましょう。

ア 漁港施設・漁港区域内の水域等の利用

漁港は、漁業のために利用される施設や水域です。このため、漁業者以外の者が海業等で漁港を利用する場合には、まず現地の漁港の利用状況を把握し、漁業上の利用の確保がなされることを前提として、海業のための適切な利用環境を確保する必要があります。

これまで、漁業以外の用途による漁港利用については、各市町村等の漁港管理者が定める「漁港管理条例」に基づき、一時的な目的外使用を限定的、例外的に認めていました。

「漁港漁場整備法」の改正により、「漁港施設等活用事業制度」が創設されたことで、漁港管理者は当該漁港を利用する漁業者及び漁協等の同意のもと、漁港の利活用に向けた漁港活用推進計画を策定することが可能となりました。これにより、正式な手続きを経ることで、民間事業者であっても漁港施設等を長期的(最大 30 年)かつ安定的に利用することが可能になりました。具体的には、①漁港施設の貸付けを受けて利用する場合、②漁港区域内の水域・公共空地(※)を長期占用する場合、また、③漁港区域内の水面を占用して必要な施設を設置し、運営する権利(漁港水面施設運営権)を取得したい場合は、本制度に基づき、漁港管理者へ「漁港施設等活用事業の実施に関する計画(実施計画)」の申請を行い、認定を受ける必要があります。

なお、本制度が創設された後も、イベント等の開催に伴う一時的な使用や、短期的な占用許可等については、従来どおり各漁港管理者が定める条例に基づき手続きを行うことが可能です。

事業を検討する際は、対象となる漁港の管理者に相談し、現地の利用状況や期間・目的に応じた具体的な手続きの進め方を確認しましょう。

(※)「公共空地」とは、漁港区域内にある海浜地、水路、道路など公共の用に供される土地のことで、水域とは防波堤に囲まれた泊地(港内、港口)に加え、防波堤等の外郭施設の周辺水域(港外)も含まれます。



図 3-4 漁港水域のイメージ

出典:水産庁「漁港水域等を活用した増養殖の手引き」(R2.9)

表 3-5 県内漁港別の漁港管理者

種 類	漁港名	所 在 地	管理者	問合せ先
特定第 3 種	三崎	三浦市三崎	神奈川県	東部漁港事務所
第 3 種	小田原	小田原市早川		西部漁港事務所
第 2 種	長井	横須賀市長井	横須賀市	港湾管理課
	佐島	横須賀市佐島		
	間口	三浦市南下浦町松輪	三浦市	海業水産課
	平塚	平塚市千石河岸	平塚市	農水産課
第 1 種	柴	横浜市金沢区	横浜市	農政推進課
	金沢			
	北下浦	横須賀市長沢／三浦市南下浦町	横須賀	港湾管理課
	秋谷	横須賀市秋谷		
	久留和			
	金田	三浦市南下浦町金田	三浦市	海業水産課
	毘沙門	三浦市南下浦町毘沙門		
	初声	三浦市初声町三戸		
	真名瀬	三浦郡葉山町一色	葉山町	産業振興課
	小坪	逗子市小坪	逗子市	経済観光課
	腰越	鎌倉市腰越	鎌倉市	農水課
	鎌倉	鎌倉市坂ノ下		
	片瀬	藤沢市片瀬海岸	藤沢市	農業水産課
	茅ヶ崎	茅ヶ崎市南湖	茅ヶ崎市	農業水産課
	二宮	中郡二宮町山西	二宮町	産業振興課
	石橋	小田原市石橋	小田原市	水産海浜課
	米神	小田原市米神		
	江之浦	小田原市江之浦		
	岩	足柄下郡真鶴町岩	真鶴町	産業観光課
	福浦	足柄下郡湯河原町福浦／吉浜	湯河原町	農林水産課

イ 船舶の利用(漁船クルージング、漁船タクシー、漁業体験等)

漁船などの小型船舶を用いて、クルージングや海上交通(漁船タクシー)、釣り体験、漁業体験を行う場合は、事業内容に応じて法的な登録等が必要となります。

具体的には、遊漁船業法に規定される「遊漁船業」や海上運送法に規定される「一般不定期航路事業」に該当する可能性があるため、事前に県や運輸局に相談のうえ、必要な手続きを完了させなければなりません。

また、令和4年に発生した知床遊覧船事故を契機に、「遊漁船業の適正化に関する法律(令和6年4月1日改正)」において船舶の安全基準が大幅に強化されました。遊漁船や漁船を活用する際は、以下の安全設備等の設置が義務づけられていますので、十分に留意しましょう(遊漁船については令和8年度中に適用予定)。

- ・陸上との間で常時通信できる法定無線設備(携帯電話を除く)
- ・海難発生時に自船位置情報を発信する非常用位置等発信装置
- ・水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せず乗り移りが可能な救命いかだ
- ・沈没を防ぐ、または退船までの時間を確保する隔壁の水密化等

表 3-6 漁業者以外の方を船舶に乗せる場合に必要な手続き

パターン	必要な手続き	該当する事例	登録先
漁業者以外の方を船舶に乗せる場合 (採捕を伴わない場合)	海上運送法に基づく「一般不定期航路事業(※)」の登録が必要 (※)原則として非旅客船(旅客定員1～12名)を使用し、不定期(日程やダイヤを定めない)に、他人の需要に応じて、人を運送する事業(有償か無償かは問いません) なお、旅客船(旅客定員13名以上)を使用して事業を行う場合には、取扱いが異なる場合があるため、運輸局に確認が必要。	・漁船クルージング ・漁船タクシー ただし、遊漁船、瀬渡し船は対象外	関東運輸局 神奈川運輸支局
漁業者以外の方を船舶に乗せる場合 (採捕を伴う場合)	遊漁船業の適正化に関する法律に基づく「遊漁船業(※)」の登録が必要 (※)船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業	・漁船を活用した釣り体験や採捕を伴う漁業体験 ・遊漁船 ・瀬渡し船	県水産課

- 「一般不定期航路事業」の登録が必要なケース

例 1) 通常は遊漁や瀬渡しの仕事をしているが、それら以外で人を乗せて運ぶ場合。

※ 本来の業務（遊漁や瀬渡し）に使用する場合は、海上運送法の適用はありません。

例 2) 島や対岸などに用事のある人や島などに観光に出かける人に頼まれて、これらの人を乗せて運ぶ場合。 ※ 漁船、瀬渡し・遊漁船、プレジャーボートなどその船の用途には関係なく旅客定員を有する全ての船舶が対象になります。

例 3) イルカウォッチング、カモメウォッチングなど海上観光や遊覧のために人を乗せる場合。

例 4) 会社や官庁に頼まれて、海上にある施設などの点検や監視のため、または、海上での調査・研究などのために、事業として人を乗せて運ぶ場合。

例 5) 海上で行われるイベントの主催者などから頼まれて、体験航海などで人を乗せて運ぶ場合。

例 6) 第三者から頼まれて、花火大会を海上から観覧させるため乗せる場合。

- 「一般不定期航路事業」の登録が不要なケース

例 1) 遊漁船、瀬渡し船 ※ 遊漁船や漁船による体験漁業も含まれます。

例 2) イベント主催者が、そのイベントの一環として船舶を用いる場合（遠泳大会の併走、神事の氏子の運送等） ※ ただし、イベント見学客やイベント会場への運送は適用があります。

例 3) 自己の用に供する運送 ※ 身内、友人、隣人を無償で運送することも含まれます。

☒ 参考情報：九州運輸局 HP「一般不定期航路事業」

海上運送法に基づく「一般不定期航路事業」に関する情報が掲載されています。（令和 7 年 4 月）

URL : <https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000347783.pdf>



☒ 参考情報：神奈川県水産課 HP「遊漁船業の登録について」

県水産課の HP にて、遊漁船業の営業に関するお知らせを掲載しています。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/docs/yugyosen/shinki.html>



ウ 漁業法の順守・漁業権との調整(漁業体験)

海業として漁業体験を実施する際は、「漁業法」及び「神奈川県漁業調整規則」を厳格に遵守し、既存の漁業権との調整を十分に行う必要があります。

また、漁業権の設定されている海域で活動を行う場合は、漁業権侵害となる恐れがありますので、所管の**漁業協同組合に相談**し、合意を得た上で実施することが不可欠です。

● アワビ、ナマコ等の採捕の禁止

改正漁業法（令和2年12月1日施行）により、**漁業権や漁業許可に基づかない特定水産動植物(アワビ、ナマコ等)の採捕は厳しく禁止**されています。違反した場合、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金が科される可能性があります。これらの資源を対象とする**体験プログラムを組む場合は、「実際に採る」ことは避け、「見学のみ」に留めるよう徹底**してください。なお、食用か流通しているかを問わず、全ての種類のナマコが採捕禁止の対象です。

● 使用できる漁具・漁法の制限等

「神奈川県漁業調整規則」により、**漁業者以外の方が使用できる漁具・漁法には制限**があります。共同漁業権の対象となっていない魚種などを採る場合であっても、認められているのは以下の漁具のみです。

また、採ってはいけない魚介類の大きさ（体長制限）や採ってはいけない期間（禁漁期）が決められていますので、体験プログラムの企画段階で十分に確認しましょう。

表 3-7 漁業者以外の方が使用できる漁具・漁法

使ってもよいもの	注意事項
やす、いそがね	夜間使用禁止、水中めがね（箱めがね、のぞきめがねを含みます）併用禁止
くまで	幅 15cm 以下に限る。ただし幅にかかわらず忍者くまでやじょれんは使用不可
たも網、さで網、ざる	なし
投網、徒手（つかみ捕り）	なし
竿釣り、手釣り	なし

※使ってもよい漁具・漁法であっても、集魚灯を利用した水産動植物の採捕はできません

※カニ網は、「竿釣り、手釣り」に含まれないため、使用できません

※忍者くまで（網やカゴのついたもの）は、使用できません



☒ 参考情報：神奈川県水産課 HP「磯遊びのルールを守りましょう」

県水産課の HP にて、神奈川県の海のルールについて掲載しています。

（採捕してはいけない水産動植物、使ってはいけない漁具・漁法、体長制限、禁漁期等）

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/docs/yugyo/isoasobi.html>



エ 食品関係の営業に関する許可

新たに飲食店を営業する場合やイベント等へ臨時出店する場合は、食品衛生法に基づく営業許可など、その形態に応じて適切な許可申請が必要となります。

令和4年6月1日から臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を取得することが必要となりました（臨時営業制度により新たに出店可能となった行事例：プロスポーツの試合、コンサート、フードフェスティバルなど）。

● 飲食店営業許可

施設を設けて継続的に飲食を提供する場合に必要です。厨房設備の基準（手洗い場や冷蔵庫の仕様など）を満たす必要があるため、着工前に設計図面を持って保健所へ相談することが推奨されます。

● 臨時営業許可・臨時出店の手続き

イベントやお祭りなど、短期間（数日間など）限定で飲食を提供する場合の許可です。提供できるメニューに制限（加熱調理のみ等）がある場合が多いため、開催概要が決まった段階で早めの確認が必要です。

● キッチンカー（移動販売）等による営業の手続き

特定の場所ではなく、移動販売車で営業を行う場合は、車両の構造に応じた営業許可が別途必要になります。

表 3-8 飲食店等営業に関する相談内容別の問合せ先

相談内容	問合せ先	具体的な相談内容の例
営業許可・衛生管理	管轄の保健所	施設的设计、メニューの相談、許可申請全般
アルコール販売・提供	管轄の税務署	酒類販売業免許の要否についての確認
食品表示（ラベル）	保健所又は消費者庁	アレルギー表示、原材料表記等のルール確認
施設の活用・占用	漁港管理者	漁港内での出店場所や使用許可の相談

☒ 参考情報：神奈川県 HP「かながわの食の安心・安全（事業者向け情報、臨時営業・臨時出店など）」

県生活衛生課のHPにて、食品衛生講習会のご案内や様々な営業に関する制度・ふぐ条例や各種許可申請について掲載しています。

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1575/syokuan/business/index.html>



オ その他、旅行、宿泊(民泊)などに関する許認可

これ以外にもコンテンツを旅行商品として販売したり宿泊を伴う内容を実施する場合においても必要な許認可や手続が異なるため、事業の内容に応じて対応が必要な事項を確認する必要があります。

表 3-9 旅行業、旅館業、民泊の営業に必要な手続き

必要な許認可等	主な内容	許認可先、相談窓口
旅行業登録	旅行業法に基づく事業者登録	第1種：観光庁 第1種以外：県観光課
旅館業許可	宿泊業法に基づく営業許可申請	保健福祉事務所（センター）又は保健所
住宅民泊事業者届出等	住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づく事業区分に応じた事業者登録	保健福祉事務所（センター）

☒ 参考情報：神奈川県 HP「旅行業等について」

県観光課の HP にて、旅行業法における旅行業等について掲載しています。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/senryaku/ryokogyo.html>



☒ 参考情報：神奈川県 HP「旅館業のページ」

県生活衛生課の HP にて、旅館業に関する情報（ホテル、旅館、民泊等）について掲載しています。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f762/p70574.html>



3. 海業を実施する際の留意事項

海業を始めるための計画・準備が整ったら、いよいよ実践の段階です。しかし、事業を本格化させる前に、海業の実施には「事故の発生」や「食中毒」など、多岐にわたるリスクが伴うことを再認識する必要があります。また、一般の来訪者を相手にするサービス業として、「おもてなし」や「マナー」についても十分に配慮しなければなりません。

まずは、以下に記載する留意事項に細心の注意を払いながら、「試験的な実施」からスタートしましょう。定期的な振り返りと改善を繰り返すことで、より安全で効果の高い取組になるよう工夫してみましょう。

（１）海業の実施にあたって想定されるリスク

海業の内容によって、参加者や主催者に及ぶリスクの性質は異なります。

取組を始める前に、まずは自らの事業で「どのような事故やトラブルが起こり得るか」を洗い出し、それぞれの対策を講じておく必要があります。

下表に、想定されるリスクの例を示します。

表 3-10 海業の取組内容別の想定されるリスク

取組内容	想定されるリスク（例）
野外活動全般	・ 熱中症、脱水症状 ・ 急な天候悪化による避難遅れ
漁船等への乗船	・ 船上からの転落・落水 ・ 漁船衝突事故などによる転覆 ・ 稼働中の漁具・機械等への接触によるケガ
釣り、マリンスポーツ等 （海辺での活動）	・ 岸壁からの海への転落 ・ 強風・高波によるさらわれ ・ 危険生物（クラゲ、オニカサゴ等）との接触 ・ 離岸流などによる溺水
飲食の提供	・ 魚介類等による食中毒（アニサキス、貝毒等） ・ 食物アレルギーの発症
魚捌き・加工体験	・ 包丁や調理器具によるケガ

（２）安全管理対策（漁業体験等）

想定されるリスクを洗い出したら、次に、それらを未然に防ぎ、万が一の事態に備えるための具体的な安全管理対策を検討しましょう。

安全管理対策全般において最も重要なのは、実際の体験に入る前に**参加者へ十分な説明(セーフティーク)**を行うことです。あらかじめ想定されるリスクとその回避策を伝えておくことで、参加者の安全意識を高めることができます。

あわせて、**緊急時の対応フローや連絡体制**を確実なものとし、スタッフが常に周囲に目を配れるよう余裕を持った実施体制を構築しておくことが不可欠です。

また、事業を安全に継続させるためには、**波高や風速などの数値に基づいた明確な実施(中止)基準を策定**しておくことも極めて重要です。中止の基準をあらかじめ定めて周知しておくことで、コンテンツを楽しみにしている参加者に対しても中止の正当性を納得してもらいやすくなり、現場の無理な判断による事故のリスクを未然に回避することが可能となります。

さらに、**インバウンド(訪日外国人)を対象**とする場合には、特に重大性が高いリスクや緊急時の避難経路について、英語をはじめとする**多言語での対応を検討**する必要があります。

例えば、漁業体験として「定置網見学」を実施する場合の具体的な安全管理対策の整理とチェックリストをご紹介します。

海業のコンテンツは多岐にわたるため、どのような活動を行うかによって潜むリスクや必要な対策は異なります。そのため、以下の例を参考にしながら、各コンテンツの特性に合わせた独自の安全管理対策を検討することが重要です。立案した予防策や対応策は、単に決めるだけでなく、「チェックリスト」として書面化し、実施直前の最終確認に活用できるようにしましょう。

表 3-11 定置網見学体験におけるリスクと予防策(対応策)の例

リスクの洗い出し	予防策(対応策)の立案
参加者の海中転落	ライフジャケットの適切な着用確認
船の座礁、転覆	海況、潮位、水深、ルートの確認
他船との衝突	多数の船舶が航行する航路の回避
津波災害	避難場所・方法・経路の立案、確認
天候・海況の急変	予報の確認、早めの判断、明確な判断基準の設定
船の動揺による転倒	座れる場所の確保と声掛け、動揺を軽減する操船
足元を滑らせ転倒	乗船時の履物の確認、周知
ロープによる巻き込み	船上の整理整頓、危険作業時の声掛け
熱中症	水分・塩分の準備・摂取の声掛け
船酔い	事前に酔い止め摂取の周知
漁具や魚に触れて切傷	船上の整理整頓、救急箱の準備
浸水、火災、機関故障等	出航前の船体・設備点検、事故発生時の対応フロー策定

表 3-12 定置網見学体験における安全管理等に係るチェックリストのイメージ

安全管理対策全般	
✓	緊急時連絡体制は事前に構築されているか
✓	事故発生時のフローが明確で、関係者に周知されているか
✓	中止基準は明確になっているか
✓	作業時の指示系統、役割分担は明確になっているか
✓	重大性の高いリスクについて対策が多言語化されているか（インバウンド対象の場合）
コンテンツ実施前	
✓	参加者名簿（氏名・連絡先）が整理されているか
✓	必要な許認可の申請が行われているか
✓	事前に参加者側で準備が必要な案内がされているか（当日の持ち物、服装の周知 等）
✓	緊急時の連絡手段を確保できているか（携帯電話、無線 等）
✓	使用する機材（救急資器材含む）は必要数準備できているか、正常に稼働するか
✓	天候、海況の予報を確認し、安全にコンテンツを実施できる状況か
✓	使用する場所（漁船、漁港施設等）の整理整頓はできているか
✓	余裕を持った受け入れ態勢が整っているか（人員配置、タイムスケジュール、準備時間 等）
✓	非常用飲食料は準備されているか
✓	救急箱の準備・点検はされているか
✓	必要な保険に加入しているか
コンテンツ実施時	
✓	参加者が予定通りそろっているか（実施前、実施中、終了時）
✓	参加者の体調に問題ないか（事前のトイレ確認）
✓	参加者へ安全に関する情報を説明しているか（セーフティトークの実施）
✓	安全に関する身なりに問題ないか（服装、履物、ライフジャケットの着用 等）
✓	計画している手順・内容・ルートで実施できているか（予定外行動がないか）
✓	危険が予知できる作業の場合、事前に声掛けができているか
✓	実施中の参加者に体調の変化がないか（熱中症、船酔い 等）

ア 事故発生時の対応

万が一事故が発生した場合には、迅速かつ適切な「初動対応」が被害を最小限に抑える鍵となります。有事の際にパニックに陥らず、落ち着いて確実に行動できるよう、日頃から準備を整えておくことが極めて重要です。具体的には、定期的に**緊急時を想定したシミュレーション訓練**を実施することや、消防署等が開催する**救命活動・応急処置に関する外部講習をスタッフ全員で受講する**など、組織としての対応力を高めておきましょう。

また、事故が発生した際に迷わず行動できるよう、あらかじめ想定される対応フローを明確にしておく必要があります。一般的な対応の流れを以下に示します。

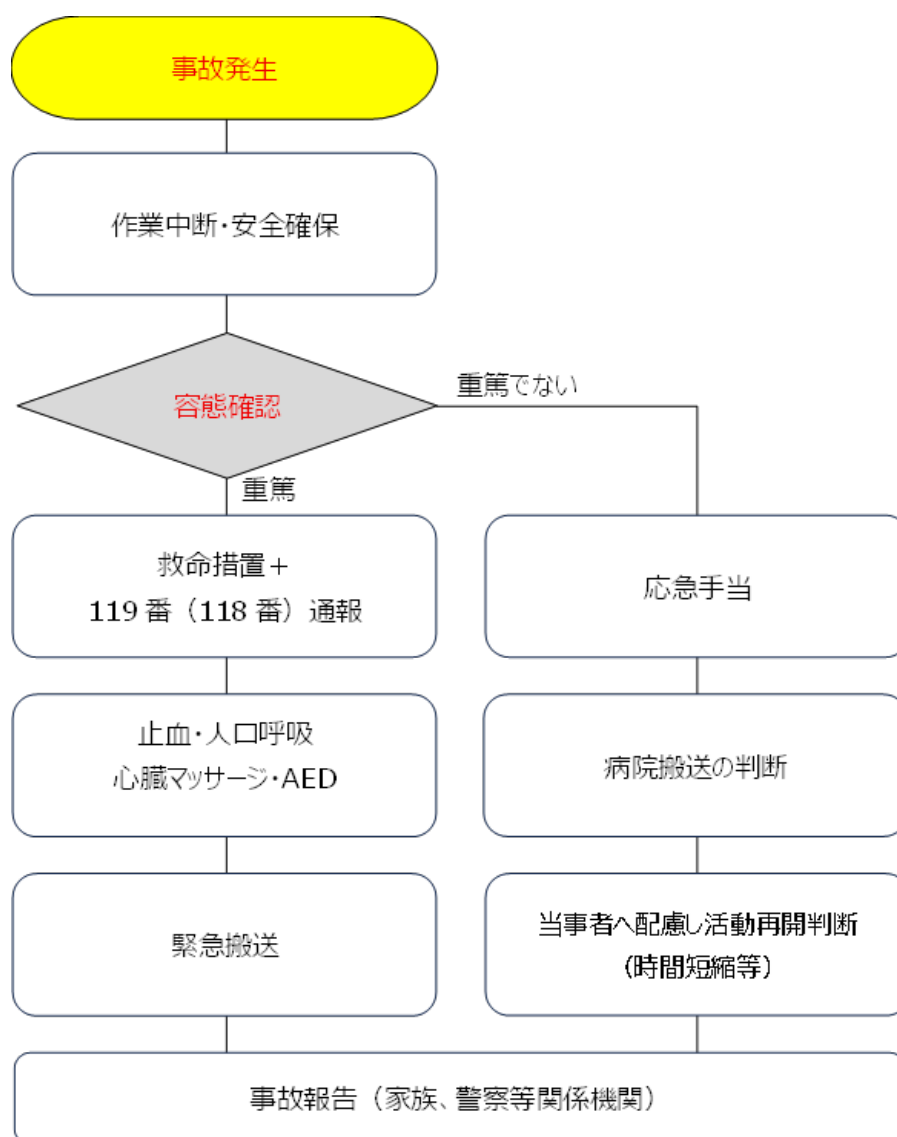


図 3-5 緊急時の対応フロー例

イ 保険加入について

万が一の事故が発生した際、事業の継続を危うくしないためにも「**損害賠償責任保険**」と「**傷害保険**」の双方に加入することを推奨します。

保険を選定する際は、これまでに洗い出したリスクの項目や、事故が発生した際の重大性、発生頻度を考慮し、それらを十分にカバーできる補償範囲であるかを確認することが重要です。事業の規模や提供するコンテンツの内容に合わせて、適切な保険商品を選定しましょう。

表 3-13 参考となる保険・制度一覧

保険の種類	内容
施設賠償責任保険	- 施設の管理や業務実施に伴う賠償事故を保証する保険 - 被害者への損害賠償金に加え、弁護士費用や指定管理者制度にも対応する商品もある - 施設の種類・規模、業務内容、入場者数、売上高と支払限度額で保険料が決定
体験指導者賠償責任保険	- 体験活動中に指導上のミスによる、他人への身体障害や財物損壊に関する補償 - 内容によっても異なるが、年間数千円から数万円、あるいは一人当たり1,000円前後が相場
生産物賠償責任保険	- 食中毒が発生した際に、参加者から損害賠償を請求されたときの補償 - 食中毒の発生によって店舗が営業停止処分を受けた場合に、見舞金として保険金が支払われる特約も存在 - 事業者の規模や補償限度額によっても異なるが、年間数万円程度が相場
普通傷害保険	- レクリエーション傷害保険やイベント保険の活用が想定 - 主催者若しくはその従業員等の業務活動・行事等での不注意によって発生した、偶発的な事故による他人への身体障害や財物損壊に関する補償 - 補償内容や日数にもよるが、一人30～300円程度が相場
国内旅行傷害保険	- 国内旅行中のケガだけでなく、賠償責任、手荷物の盗難・破損、救援者費用等も補償 1名からでも契約可能で、小団体でも活用しやすい 1日当たり数百円に入れる保険が多く、対象となるレジャーでも相場が変わってくる

（３）衛生管理対策（食の提供）

海業において提供される食事や加工体験は、来訪者にとって大きな楽しみである一方、常に食中毒のリスクと隣り合わせであることを認識しておかなければなりません。

食中毒とは、食品に含まれる細菌、ウイルス、寄生虫、有毒物質などを摂取することで、下痢、腹痛、発熱、嘔吐などの健康被害が引き起こされることを指します。

特に注意すべき事例として、冬場を中心に流行するノロウイルスが挙げられます。ノロウイルスは、極めて微量でも手指や食品などを介して感染するため、調理従事者からの二次汚染を防ぐ徹底した手洗いと健康管理が不可欠です。

また、寄生虫のアニサキスは、サバやアジ、イカなどの生鮮魚介類に寄生しています。生食の際は目視による入念な確認や、必要に応じた冷凍・加熱処理などの適切な調理を徹底してください。

万が一、食中毒の疑いが発生した場合は、速やかに医療機関の受診を促すとともに、管轄の保健所へ相談し、被害の拡大防止に努める体制を整えておきましょう。

☒ 参考情報：かながわの食の安心安全

①神奈川県が開設する食の安全・安心に関するポータルサイト

URL：

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1575/syokuan/>



②県内保健所設置市の担当窓口

URL：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p19321.html>



③神奈川県の保健福祉事務所（いわゆる地域の保健所）の一覧

URL：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p1221796.html>



(4) 漁業関係者との調整

海業において漁港を活用する際は、漁港が本来、漁業生産活動のために整備された施設であることを十分に理解し、既存の漁業活動との調和を図ることが不可欠です。漁業利用が優先されるという前提を踏まえ、事業の実施にあたっては、実際に漁港を利用する漁業者や管理者である自治体と、事前に十分な協議を重ねる必要があります。

特に、漁業の繁忙期や閑散期、漁船の入出港時間への配慮など、現場の動きに基づいた事業スキームを構築することが重要です。これにより、漁業活動への支障を最小限に抑えつつ、円滑な共存を目指すことができます。

また、漁港利用においてトラブルになりやすい「釣り」については、マナー違反等の課題がある一方で、地域への経済効果や水産物の消費拡大に寄与する側面も持っています。水産庁が公表している「漁港における釣り利用・調整ガイドライン（案）」には、こうした利用調整のポイントや先進事例がまとめられており、海業を推進する上での合意形成やルールづくりの参考となります。

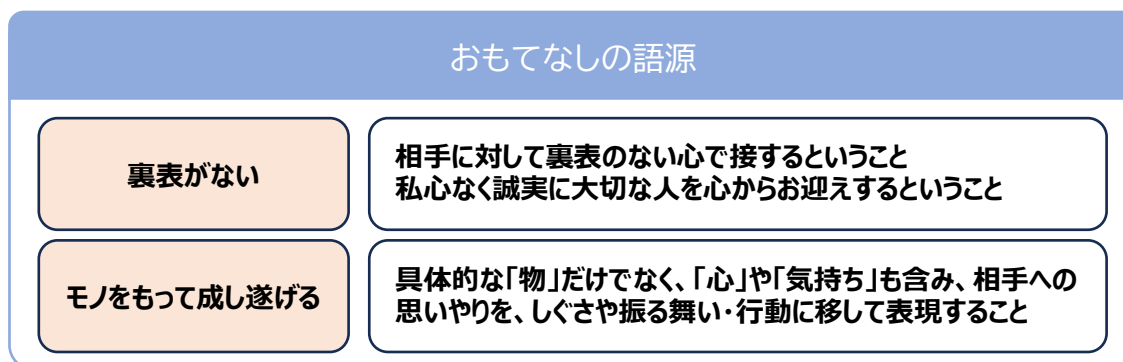
漁港の釣り利用に当たっての検討事項		
(1) 安全管理の観点からの漁港での釣り利用の可能性確認 利用範囲の設定 ・漁港は漁業による利用が優先されることから、漁業活動に影響のない範囲の設定が必要。その上で、釣り利用者の安全が確保できること、非常時に避難可能であること等を確認し、釣り利用範囲を設定する。 安全対策 ・転落防止柵、救命浮環、昇降用梯子等のハード対策と、監視員の配置、非常時における緊急連絡体制の構築等のソフト対策を組み合わせ、利用者の安全を確保。	開放区域のエリア(平塚漁港)	転落防止柵のある桟橋 (松原漁港)
(2) 漁港での釣り利用にかかる課題解決の検討 駐車場の確保 ・漁港に訪れた釣り人の車が不法駐車や漁業活動への支障とならないよう、漁港内や漁港周辺の駐車場を含めてスペースの確保を図る。 ゴミの持ち帰りルール徹底 ・ゴミの回収方法について検討し、回収が困難な場合は、ゴミの持ち帰りの徹底を図る。必要に応じて、見回り点検の体制を整えるほか、監視カメラの設置や、ゴミの放置の常習者には釣り利用を制限させる体制づくりを行う。 利用ルール設定・順守 ・ゴミや駐車、立ち入り制限などトラブルを防ぐための地域ルールや、安全対策として避難方法や経路などの情報提供が必要。	マナー啓発用チラシ ((公財)日本釣振興会)	(3) 地域での効果発現の検討 所得向上や雇用機会の創出 ・釣りによる漁港への来訪者を、水産物直売や食堂、地域での宿泊等に誘導することを検討。漁業者・漁協による釣り人へのサービス提供(釣り道具の販売・レンタル、釣り餌や氷の販売、釣り筏の設置などにより提供するサービス)も考えられる。 漁港内の海上釣り堀(ブルーパーク阿納)

図 3-5 漁港の釣り利用に当たっての検討事項

出典:水産庁「漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)」(R5.6)

(5) 「海業」におけるおもてなし

海業を成功させるためには、「おもてなし」の精神が欠かせません。「おもてなし」とは、訪れる客人に対して心を込めて接遇・歓待・サービスを提供することであり、その語源には2つの深い意味があると言われています。



海業の現場では、「今、参加者がどのような状況にあり、どのような思いを抱き、何をすれば喜んでいただけるか」を敏感に察知し、それをきちんと言葉や態度で伝えることが重要です。

また、おもてなしを実践する上では、参加者が体験コンテンツに何を求めているかを理解する必要があります。参加者が求めているのは、**日常から離れた「非日常の体験」**や**その場特有の「空気感」**です。スタッフ側にとっては当たり前の日常である漁業作業や、見慣れた漁港・船上からの風景であっても、参加者にとっては新鮮で特別な価値を持つものです。自分たちの日常を「地域の宝」として再認識し、その魅力を誇りに持って丁寧に伝えることが、参加者の満足感へとつながります。

積極的に参加者とコミュニケーションを図り、「**あっ、こんな話が聞きたかったのか！**」という気づきを積み重ねていきましょう。特に重要な3つのポイントを以下にまとめます。このポイントを参考に、自分らしいおもてなしを磨いていきましょう。

ポイント1 あいさつ

- 最初の印象は重要
- はっきりとした口調で**相手の目を見て**
- あいさつに加えて、一言付け加えるとコミュニケーションも円滑に
例) 今日も暑いですね～！
しっかり寝られましたか？
- 鉄板のご当地ネタの会話をもっておくと、スムーズなコミュニケーションが取りやすくなります

ポイント2 服装

- 清潔感は重要
- かといって**かしこまる必要はなく**、漁師らしい感じ
- お揃いの**スタッフTシャツやボロシャツ**も印象がよい（現地でスタッフと参加者が区別がつくとよい）
- 名札（名前がわかると参加者も声をかけやすい）

ポイント3 笑顔、口調、態度

- とにかく**笑顔**を意識して、スタッフ側が楽しそうだと参加者にも伝わっていきます
- 参加者を**名前で呼んであげる**ことも親近感につながります
- とりつくろことなく、漁師らしさがある口調でよい（丁寧すぎも違和感）
- ただし**早口にはならないように**
- しっかりと**返事**をしましょう

図 3-6 おもてなしにおけるポイント

(6) その他海業取組別の留意事項

海業の取組内容は多岐にわたるため、その形態によって遵守すべき法律や留意すべき内容が異なります。

新たな事業を推進するにあたっては、検討内容に「抜け・漏れ」がないか、漁港管理者や各分野の専門家等と密に相談し、適切な実施・運営がなされるよう十分に留意しましょう。

表 3-14 取組内容別の留意事項の例

取組	カテゴリ	留意事項
飲食、販売	食品衛生法等の順守	- 食品衛生法に基づく衛生対策および営業許可申請が必要となるため、保健所へ事前相談する必要があります。 - 物販を行う際は、食品表示法に基づく適切なラベル表示に留意してください。 - アルコールを提供・販売する場合は、酒類販売業免許の要否について税務署等へ確認が必要です。
	メニュー開発	飲食店の場合、ターゲットにあわせたメニュー開発や内装などを検討することで、来訪者の満足度向上と単価アップを図ることができます。
釣り、マリンレジャー	漁業者との調整	漁港は漁業生産が最優先される場所です。漁業者の操業時間や作業場所を十分に把握し、漁業活動に支障をきたさない時間帯・エリアでの企画立案が不可欠です。
	資源保護	釣りによる水産資源の減少が課題となっています。キャッチ・アンド・リリースや再放流のルールづくりなど、資源管理に向けた取組と周知をあわせて行うことが重要です。
漁業体験、漁業者交流	安全管理 海上運送法等の順守	乗船を伴う体験や刃物を使う魚捌き体験では、特に高度な安全対策が求められます。リスクを事前に洗い出し、海上運送法等の関連法規を遵守した運営を行いましょう。
藻場再生、環境教育	集客	- 参加者にとって「対価（何が得られるか）」が見えにくい側面があります。SNSを活用した発信や、周辺施設・団体と連携したストーリーづくりなど、集客面の工夫が重要です。 - 教育的な要素が強いため、小中学生や環境意識の高い層など、どのような人を対象にすべきかを十分に検討し、心に刺さるプログラム内容を構築しましょう。

まとめ

海業推進に向けて重要なことは、漁業者及び漁業関係団体にとって、

- **漁業者の所得向上に直接的につながる**こと
- **持続可能な漁業の推進に貢献する**こと

という取り組む意義をしっかりと整理し、海や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活用した事業を展開することです。

県内の各漁港にはそれぞれ特徴があり、

- **首都圏にあり交流人口を増やすためのマーケットに恵まれている点**
- **漁港によっては駅から徒歩圏内でアプローチできる点**
- **都市的な地域にありながら、漁村としての風情や生業が残っている漁港が存在する点**
- **モデル事業などで既に観光・体験漁業や実績・事例が身近にある点**

などが挙げられ、これから海業の事業計画を検討する上で、大きな強みとなります。

一方で、マンパワーや知見の不足はどの浜でも課題となりやすいものです。そのような場面においては、民間事業者や行政を巻き込んで、それぞれの需要や得意分野を合致させることで、新たな事業の可能性が生まれるかもしれません。積極的に情報収集や情報交換を行い、今まで取り組んでいない事業の組合せや連携（漁業×●●）に視野を広げることで、ビジネスチャンスを掴める可能性も高まります。

様々な事例を参考にしつつ、各浜の特徴を活かしてどのような取組ができるか、ターゲットを明確にして検討しましょう。また、一度に大きい収益を狙うのではなく、小規模な事業から開始（スモールスタート）し、少しずつ目標を達成させながら事業の規模を拡大させていくことが成功の秘訣と考えられます。

本マニュアルが海業を開始するにあたってのきっかけや検討の一助となること、そして、神奈川県内で海業が発展し、持続的な漁業や漁村の活性化につながることを願っています。

海業に関するお役立ち情報

1. 水産庁

(1) 海業支援パッケージ

水産庁は、海業の取組をより一層推進するため、関係 15 府省庁等の協力の下、これから海業に取り組む民間企業や個人の方、海業を推進する地方公共団体等の参考となるよう、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を毎年公表しています。海業に取り組む際の支援策やその担当部署などを調べる際に活用できます。

また、海業支援パッケージの一環として、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方に向けた総合相談窓口である「海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）」を開設しており、地方公共団体だけでなく、民間事業者やコンサルタントなど誰でも利用が可能です。

☑ 参考情報：海業支援パッケージ



本資料について

漁村では、全国平均を上回る速さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁村の「さかい」を縮小していることが大きな課題となっています。豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業（うみぎょう）の振興により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図るため、水産庁では令和4年3月に策定した水産基本計画、漁港漁場整備長期計画において、海業等の振興を位置付けたところです。

本資料は、これから海業に取り組む民間企業、個人の方や海業を推進する漁業協同組合や地方公共団体の参考となるよう、海業に取り組む際に関連すると考えられる施策をまとめたものです。掲載している施策は経営主体を目的として実施するものだけでなく、漁村がある沿岸市町村で、漁や漁村の地域資源を活用した取組を支援する施策やそのような取組を推進する市町村等が活用可能な施策を幅広く掲載しています。

また、各施策の概要の資料を別冊でまとめているので、ご不明な点等がありましたら、次頁記載の「海業振興総合相談窓口」、または各施策に記載の担当者までお問い合わせください。

※海業（うみぎょう）とは、漁や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、事業の拡大や持続可能な発展を目指すことを目指されるものという。



URL : <https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/230718.html#umigyyou06>

☑ 参考情報：海業振興コンシェルジュ

海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。

本窓口は、海業振興に取り組む方であれば、誰でもご利用いただけます。

① 漁業協同組合、民間事業者の方
（漁業、水産加工、増養殖、観光、外食、海洋レクリエーションなど産業）

② 漁港管理者、市町村などの地方公共団体

③ 観光協会、商工会議所、NPOなどの地域団体

④ 海業振興に関わるコンサルタント など

相談内容についても、以下に示す事項をはじめ、漁港やその周辺の漁業地域における海業振興に係る相談事項であれば、何でもご相談ください。

・漁港の利活用制度、計画に関すること。

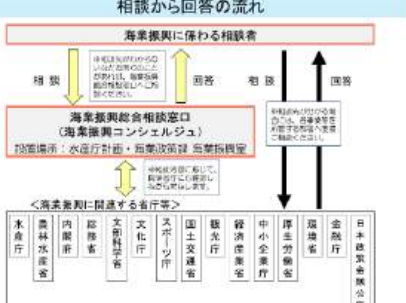
・漁港の利用課題に関すること。

・漁港利用のマッチング、サウンディングに関すること。

・海業振興に関する各種支援制度（他府庁ものを含む。）に関すること。

・海業振興に関する取組事例に関すること。

相談から回答の流れ





URL : https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/attach/pdf/umigyoy_shinko-35.pdf

(2)海業振興支援事業

水産庁は、「海業振興支援事業」において地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、地域において海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援しています。

☑ 参考情報：海業振興関係予算



水産庁 HP



概要 PDF



水産庁 HP : <https://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/>

R8 予算概算要求の概要 : https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r8kettei_pr90.pdf

(3)官民連携海業振興ポータルサイト

水産庁は、地域と民間事業者のマッチングを図り効果的な海業の取組を推進するため、漁港を利活用した海業を検討されている地区の情報や、海業の取組に賛同し、協力可能な民間事業者等の情報等を掲載するポータルサイトを試行的に運用しています。

☑ 参考情報：官民連携海業振興ポータルサイト



URL : <https://umigyo-portal.jp/>

(4)情報発信・横展開

水産庁は、漁業者をはじめとする漁村地域の関係者の海業に対する意識醸成や、国民や消費者の海業に対する理解の促進を目的として、海業マンガ、漁港マスコットキャラクターを作成しています。漁港マスコットキャラクターは、漁港や地域内の海業の取組のPRや振興を目的とする際に水産庁に使用届出を行えば、使用することが可能です。

またホームページでは全国各地の取組のうち一定の効果が発揮されているものや、更に効果の発現が期待されるもの、先進的取組等について、事業分類別に紹介するなど、優良な取組事例の普及・横展開を実施しています。

☑ 参考情報：海業を広く知っていただくために



URL : <https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/230718.html#contents>

☑ 参考情報：海業の取組事例集



URL : <https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-70.pdf>

2. 神奈川県

(1) 海業推進事業

県では令和6～8年にかけて海業推進事業に取り組み、漁業者の所得向上と地域活性化を目指しています。

令和6年度には海業に関する実態・ニーズ調査を行うとともに、海業の実証や横展開に向けた検討にも取り組みました。令和7年度には前年度の調査結果を踏まえ、マッチング交流会やセミナー・シンポジウムを開催しました。これらの情報は神奈川県のホームページでも発信しています。

☑ 参考情報：かながわの海業の推進



URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/umigyuu/main.html>

(2) パンフレット「かながわの魚」

神奈川で獲れる魚や県内で魚を扱う直売所・レストラン、レシピなどをご紹介します。

☑ 参考情報：「かながわの魚」を紹介するパンフレット



URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/cnt/f534439/index.html>

参考資料等

第1章 海業の概要

- (1) 水産庁「令和5年度水産白書」(R6.6)
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R5/240611.html>
- (2) 水産庁「令和6年度水産白書」(R7.6)
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/R6/250606_1.html
- (3) 水産庁「水産基本計画」(R4.3)
https://www.jfa.maff.go.jp/j/policy/kihon_keikaku/
- (4) 水産庁「漁港漁場整備長期計画」(R4.3)
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-12.pdf
- (5) 水産庁「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/attach/pdf/index-27.pdf
- (6) 水産庁「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の内容」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-27.pdf>

第2章 神奈川県における海業

- (1) 神奈川県「令和7年度版わたしたちのくらしと神奈川の農林水産業」(R7)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2d/cnt/f6572/watakura2025.html>

第3章 海業を始めるためのプロセス

- (1) 官民連携海業振興ポータルサイト
<https://umigyoo-portal.jp/>
- (2) 特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会
<https://www.pfikyokai.or.jp/>
- (3) 公益社団法人神奈川県観光協会
<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/>
- (4) 水産庁「漁港水域等を活用した増養殖の手引き」(R2.9)
https://www.jfa.maff.go.jp/j/seibi/zouyousyoku_tebiki.html
- (5) 神奈川県「神奈川県の漁港一覧」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/cnt/f790/gyokouitiran.html>
- (6) 水産庁「遊漁船の適正化に関する法律について」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/what/>
- (7) 九州運輸局「一般不定期航路事業（令和7年4月版）」
<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000347783.pdf>
- (8) 神奈川県「遊漁船業の登録（新規登録）について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/docs/yugyosen/shinki.html>
- (9) 漁業法
<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000267>
- (10) 神奈川県漁業調整規則
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/31525/newkisoku.pdf>
- (11) 神奈川県「磯遊びのルールを守りましょう」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/docs/yugyo/isoasobi.html>
- (12) 神奈川県「かながわの食の安全・安心」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/index.html>
- (13) 神奈川県「旅行業等について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/senryaku/ryokogyo.html>
- (14) 神奈川県「旅館業のページ」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f762/p70574.html>
- (15) 一般社団法人 全国農協観光協会「子ども農山漁村交流プロジェクト 安全管理マニュアル作成のポイント Q&A 改訂版」(H28.3)
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kodomo/attach/pdf/index-31.pdf>
- (16) 青森県「漁港や藻場を活用した漁業体験プログラムづくりの手引き」(R5.3)
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/gyoko/files/gyogyoutaiken_all.pdf
- (17) 水産庁「漁港における釣り利用・調整ガイドライン（案）」(R5.6)
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/230612.html>